

令和2年 第3回

仁木町議会定例会会議録

開会 令和2年9月24日(木)

閉会 令和2年9月24日(木)

仁木町議会

令和2年第3回仁木町議会定例会議事日程

- ◆日 時 令和2年9月24日（木曜日）午前9時30分 開会
◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会委員長報告
日程第3 会期の決定
日程第4 諸般の報告
日程第5 行政報告
日程第6 報告第1号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率報告書
日程第7 報告第2号 令和元年度決算に基づく資金不足比率報告書
日程第8 一般質問 新型コロナウイルス感染症と今後の取組について（佐藤秀教議員）
水路の維持計画を（野崎明廣議員）
今後の防災対策について（門脇吉春議員）
豪雨災害への対策について（上村智恵子議員）
総合戦略における産業施策について（嶋田 茂議員）
日程第9 議案第1号 令和元年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第10 議案第2号 令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11 議案第3号 令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12 議案第4号 令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13 議案第5号 令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）
日程第14 議案第6号 令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第15 議案第7号 仁木町総合計画策定条例の制定について
日程第16 議案第8号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について
日程第17 議案第9号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について
日程第18 議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するための協議について
日程第19 議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合規約を変更するための協議について
日程第20 議案第12号 北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について
日程第21 意見案第9号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
日程第22 意見案第10号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
日程第23 委員会の閉会中の継続審査
日程第24 委員会の閉会中の所管事務調査

令和2年第3回仁木町議会定例会会議録

開 会 令和2年 9月24日（木） 午前 9時30分
 閉 会 令和2年 9月24日（木） 午後 4時55分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 宮 本 幹 夫

出席議員（9名）

1 番 磨 直 之 2 番 木 村 章 生 3 番 門 脇 吉 春
 4 番 佐 藤 秀 教 5 番 嶋 田 茂 6 番 野 崎 明 廣
 7 番 上 村 智 恵 子 8 番 宮 本 幹 夫 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖一郎	産 業 課 参 事	嶋 井 康 夫
副 町 長	林 幸 治	建 設 課 長	可 児 卓 倫
教 育 長	岩 井 秋 男	教 育 次 長	奈 良 充 雄
総 務 課 長	岩 佐 弘 樹	学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長	泉 谷 享
財 政 課 長	鹿 内 力 三	農 業 委 員 会 会 長	鶴 田 壽 廣
企 画 課 長	新 見 信	農 業 委 員 会 事 務 局 長	渡 辺 和 之
住 民 課 長	和 田 秀 文	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(岩 佐 弘 樹)
ほ け ん 課 長	渡 辺 吉 洋	代 表 監 査 委 員	原 田 修
ほ け ん 課 参 事	浜 野 公 子	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕
産 業 課 長	菊 地 健 文		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇
 総 務 議 事 係 長 佐 藤 祐 亮

開 会 午前 9時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、9名です。定足数に達していますので、只今から、令和2年第3回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、7番・上村議員及び8番・宮本議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。野崎委員長。

○委員長（野崎明廣）皆さんおはようございます。

議会運営委員会決定事項について報告いたします。

本定例会を開催するにあたり、9月11日金曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、付議事件について申し上げます。本定例会には、報告2件、議案12件、意見書2件の合計16件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が、5人から5件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第3までは、これまでと同様に進めます。日程第4の諸般の報告、日程第5の行政報告については新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、いずれも省略いたします。日程第6から第7の報告については、2件を一括議題とし報告を受けます。日程第8の一般質問については、通告順に従って、佐藤議員1件、野崎議員1件、門協議員1件、上村議員1件、嶋田議員1件の順でございます。日程第9から第12の決算認定については、一括提案説明を受けた後、特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することとし、会議を休憩に移し、別室にて正副委員長の互選をお願いいたします。特別委員会の名称は「令和元年度各会計決算特別委員会」委員数は議長を除く全議員、8名でございます。日程第13から第14の補正予算については、いずれも即決審議をお願いいたします。日程第15の条例制定については、即決審議をお願いいたします。日程第16から第17の事務委託については2件を一括議題とし、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第18から第20の規約変更については3件を一括議題とし、いずれも即決審議をお願いいたします。日程第21から第22の意見書については、いずれも即決審議でお願いいたします。なお、提出者及び賛成者につきましては、お手元に配布のとおりでございます。日程第23の委員会の閉会中の継続審査、日程第24の委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配布のとおり、各委員長より申し出がございます。

続いて、会期について申し上げます。令和2年第3回仁木町議会定例会招集日は、本日9月24日木曜日、会期は開会が9月24日木曜日、閉会が9月25日金曜日の2日間といたします。

最後に、当面する行事予定については、お手元に配布のとおりでございます。以上で議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日9月24日から9月25日までの2日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日9月24日から9月25日までの2日間とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』でございます。

議長諸般の報告については、議会運営委員会委員長報告のとおり、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後程ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』でございます。

佐藤町長並びに、岩井教育長から行政報告の申し出がありましたが、先ほどの議会運営委員会委員長報告のとおり、同じく本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後ほどご高覧願います。

これで、行政報告を終わります。

日程第6 報告第1号

令和元年度決算に基づく健全化判断比率報告書

日程第7 報告第2号

令和元年度決算に基づく資金不足比率報告書

○議長（横関一雄）日程第6、報告第1号『令和元年度決算に基づく健全化判断比率報告書』及び、日程第7、報告第2号『令和元年度決算に基づく資金不足比率報告書』以上2件を一括議題とします。

本件について、報告を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）皆さんおはようございます。

報告第1号の提案説明をさせていただく前に、この度、令和2年第3回仁木町議会定例会を招集申し上げましたところ、横関議長、宮本副議長をはじめ議員各位におかれましてはご参集を賜り厚く御礼申し上げます。各議案につきましてはこれまで同様、簡略に説明させていただき、冒頭の行政報告につきましては配布させていただきました書面にて報告とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。それでは一括提案されました2件につきまして提案説明をさせていただきます。

報告第1号でございます。令和元年度決算に基づく健全化判断比率報告書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。令和2年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、実質赤字比率はございません。連結実質赤字比率もございません。実質公債費比率は9.9%で、将来負担比率は5.9%となっております。

次のページをお開き願います。報告第2号でございます。令和元年度決算に基づく資金不足比率報告書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。令和2年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、特別会計の名称は簡易水道事業特別会計となっております。資金不足比率はございません。備考といたしまして、経営健全化基準は20%となっております。以上2件を一括提案説明とさせていただきます。なお詳細につきましては、鹿内財政課長の方からご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内財政課長。

○財政課長（鹿内力三）報告第1号、令和元年度決算に基づく健全化判断比率報告書についてご説明申し上げます。健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、地方公共団体の長は毎年度、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率を監査委員の審査に付し、その意見を付け議会に報告し、かつ公表することが義務付けられております。実質赤字比率につきましては、一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものでございます。本町は黒字でございましたので、赤字の比率はなし表示となっております。次に、連結実質赤字比率は、一般会計と特別会計の赤字や黒字を合算し、赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を表すものでございます。本町は黒字でございましたので、赤字の比率はなし表示となっております。次に、実質公債費比率につきましては、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものでございます。本町の比率は9.9%で、早期健全化基準の25%を下回っております。前年度の比率は9.4%でしたので、前年度に比べ0.5p t 増となっております。次に、将来負担比率につきましては、一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担など現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものでございます。本町の指標は5.9%で、早期健全化基準の350%を下回っております。前年度の指標は5.3%でしたので、前年度と比べ0.6p t 増となっております。なお、この4指標の一つでも基準を超えた場合には、早期健全化計画を定め、自主的かつ計画的に財政の健全化を図らなければなりません。

次に、報告第2号、令和元年度決算に基づく資金不足比率報告書についてご説明申し上げます。資金不

足比率につきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、公営企業を経営する地方公共団体の長は毎年度監査委員の審査に付し、その意見を付け議会に報告し、かつ公表することが義務付けられております。資金不足比率は、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の深刻度を表すものでございます。本町では、簡易水道事業が公営企業でございます。黒字でございましたので資金不足はなく、資金不足比率はなしと表示され、経営健全化基準の20%を下回っております。この基準を超えた場合には、経営健全化計画を定め、自主的かつ計画的に経営の健全化に努めなければなりません。なお、お手元には令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての監査委員の審査意見書及び資料を配布させていただきましたので、後程ご高覧願います。以上で、報告第1号及び報告第2号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）一括議題2件の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

本件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、議会に報告されたものです。

質疑が終わりましたので、これで報告第1号『令和元年度決算に基づく健全化判断比率報告書』及び報告第2号『令和元年度決算に基づく資金不足比率報告書』を終わります。

日程第8 一般質問

○議長（横関一雄）日程第8『一般質問』を行います。5名の方から5件の質問があります。

最初に『新型コロナウイルス感染症と今後の取組について』以上1件について佐藤議員の発言を許します。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、新型コロナウイルス感染症と今後の取組について伺います。

この度の新型コロナウイルス感染症に対し、本町が実施した防止活動や町民・事業者への各種対策、支援などの取組については評価するところであり、今後とも更なる感染防止対策等の取組を期待しております。

さて、国内では新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せない状況から、国民の不安が払拭されず、人の動きが制限され、かつ、消費者意識の回復も見込めないなど、国内経済を取り巻く環境は急激に悪化しております。本町においても、イベントの自粛等に伴う消費の落ち込みや国内外の観光客の減少により観光関連産業や飲食業などにも影響が出ており、さらに外国人実習生の受入減少に伴う、農業経営への影響も深刻化しております。このような状況を踏まえて、今後も国の動向を注視した上で、国難とも言える新型コロナウイルス感染症の影響を有事の事態と捉え、早い段階で経済・産業への影響を見通した施策の展開を検討する必要があると考えます。また、本町の財政状況は、依然として地方交付税など他に頼る財源が歳入全体の多くを占め、財政運営上の大きな懸念要因となっており、財政力の程度を表す財政力指数や経常収支比率についても依然として油断のできない状況にあります。そこで、今後の取組に関し、以下の点について伺います。1点目、町政執行に係る基本的な財政運営について。2点目、人口減少、少子高齢化対策について。3点目、農業を中心とした地場産業への支援等について。4点目、観光振興の取組に

ついて。5点目、感染症と自然災害の複合災害リスク等の対策について。以上5点について町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今、佐藤議員からの、新型コロナウイルス感染症と今後の取組についての質問にお答えいたします。

1点目の町政執行に係る基本的な財政運営についてであります。本町の財政力指数は0.177と依然として地方交付税など他に依存する財源が多く、自主財源が乏しい財政運営をしていかなければならないのは、今後も大きく変わることがないものと認識しております。また、人口減少や高齢化などによる税収の減少、社会保障費や人件費を始めとする義務的経費の増加に加え、公共施設の老朽化対策など、厳しい財政運営も続くものと考えております。このような中、新型コロナウイルス感染症の対応につきましても、国が手当する臨時交付金や国庫補助を最大限活用し、不足する分は、感染症予防のため中止した事業の一般財源やふるさと振興基金で賄うなど、通常の財政運営への影響を極力抑えるように対応しているところであります。今後も限られた財源でどのような行政サービスを行うのか、事業の「選択と集中」を徹底し、さらには効率的な事務執行体制や事務事業の見直しを常に心がけ、財政の規模に見合った持続可能な運営に努めることが基本であると考えております。

2点目の人口減少、少子高齢化対策について申し上げます。本町は、自然増減による減少のほか、若者世代や子育て世代の流出に伴う人口減少を招く縮小スパイラルに陥るリスクが高く、何ら対策を講じなければ、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2015年に3498人であった人口が2040年には2347人まで減少すると推計され、人口減少・少子高齢化への対応は喫緊の課題となっております。これらを踏まえ、現在、第2期仁木町まち・ひと・しごと創生 総合戦略により、人口減少に歯止めをかけるため、継続的に産業・雇用支援、移住・交流・関係人口の創出、子育て支援、住みやすい環境づくりの4つの重点施策を定め、取り組んでいるところであります。この度の新型コロナウイルス感染症拡大は、町の産業や経済にも大きな打撃を与えていることから、各種対策を講じてきたところでありますが、その一方で、3密の回避、働き方の見直しによる様々な働き方に対応したリビングシフトの意識が芽生え、東京一極集中から地方の良さを活かして働くスタイルが注目されております。本町においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した高度無線環境整備推進事業の実施や、Withコロナ期、Afterコロナ期におけるそれぞれのステージに対応した受入体制の構築を契機として、第2期総合戦略による事業を継続的に推進するとともに、光ファイバー整備による情報格差の解消による関係人口の創出・拡大に取り組んでまいります。

3点目の農業を中心とした地場産業への支援等につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、本町の農業においては、外国人技能実習生の受入れが減少するなど大きな影響を受けております。これらの影響を受けている農業者に対し、町では、国の緊急経済対策も活用しながら、営農継続に向けた経営支援と労働力の確保に向けた取組をJA新おたるとともに支援しているところであります。今後とも、農業労働力の安定的な確保に向け、国や北海道の支援制度の活用を支援するとともに、農業者やJA新おたるとの連携を一層深めるなど、本町農業の持続的な発展が図られるよう取組を強化してまいります。

4点目の観光振興の取組につきましては、先日9月19日からイベントにおける人数規制の緩和など、国においてコロナ感染防止策と経済活動の両立を図る方向へと徐々に転換がなされる中、本町においても3

密を避けるなど基本的な感染防止対策の励行を継続した上で、JR仁木駅前を起点に「NIKI Hills ワイナリー」、「農村公園フルーツパークにき」を循環する無料ワインバスを9月19日から11月1日までの土・日・祝日に運行する事業を開始しております。これに先立ち、9月5日と6日には、NEXCO東日本 北海道支社と北海道が連携して観光PRイベントが開催され、道央道輪厚パーキングエリアにおいて、町職員と仁木町観光協会職員が北後志観光連絡協議会（FANSY）の一員として本町の魅力を発信してまいりました。観光情報につきましては、観光協会Facebook等のSNSを活用した情報発信を継続して実施してまいります。そのほか、国が進める「GoToトラベル事業」に取り組む町内事業者への支援と地域クーポン取扱店の申請については、観光協会において進めております。今後も引き続き、国や北海道の感染・対応状況等を踏まえ観光協会と連携を図り、観光振興に取り組んでまいりたいと考えております。

5点目の感染症と自然災害の複合リスク等の対策について申し上げます。新型コロナウイルス感染症の収束が見えないこの状況下においても、豪雨などの自然災害がいつ起きるのか分からない状況であることから、常に非常事態を想定した対応が求められております。避難所の開設においては、コロナウイルス感染症の対応を追記した避難所運営マニュアルに基づき、避難者の健康状態の確認や手洗い・咳エチケットの基本的な対策のほか、間仕切りを使用した十分な避難スペースの確保や換気の徹底を行いながら、より多くの避難所を開設するとともに、親戚や友人の家などへの分散避難や在宅避難を含めた町民がとるべき避難行動の周知を図り、「自らの命は自らが守る」防災意識の醸成に努めてまいります。また、今後は新たな避難所の確保に向けた検討を進めてまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、再質問をさせていただきます。

只今、町長の方から町政執行方針にかかる基本的な財政運営について、ご答弁をいただきました。総論的には理解するところでございますが、このコロナ禍による日本経済の疲弊は深刻さを増しておりまして、収束が見通せない現状、地方自治体の貴重な財源となる地方交付税が来年以降、所得税や法人税の減収に伴って削減されることも懸念されます。それで、町長もご覧になったかと思えますけれども、先日の新聞報道によると新型コロナの影響で全国の都道府県と市区町村で88%、それと道内の市町村では80%が財政悪化を見込んでいるというアンケート結果も出ております。本町の財政運営も、今は良くても後々大変な状況に陥るといふことも懸念されます。そこで、持続可能な町政運営のために、今後、状況に応じて先を見据えた具体的な検討をする必要があると考えます。そこで町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今のご質問でございますけれども、佐藤議員仰るとおり、先般の新聞に掲載されましたとおり、全国の自治体で88%が感染対策や税収減により財政悪化を見込んでいるとのアンケート結果が出ておりました。それを踏まえ、北海道でも知事会を通じて地方交付税をはじめ一般財源の確保を求めていくということであり、町村会としても今後連携して同様に要請活動を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

今後の財源確保という部分では、これまで同様、ふるさと納税等を活用して、年々最近は良い傾向に行っているところでありまして、今後どういう動きになるかはまだ予想できないところではありますけれども、引き続き町としてもですね、ふるさと納税の確保に向けて様々な努力をしてまいりたいというふうに思っているところでございますし、それに合わせて、これまでまだ実施しておりません企業版ふるさと納

税も実施して、少しでも多くの財源確保に向けた取組を進めてまいりたいというふうに考えている次第でございます。併せて継続してこれまで続けてまいりました定住促進対策、各住宅に対する補助等、また新規就農者に対する支援策といったものが功を奏して、今徐々に町としても結構新築住宅が増えているということを見ますと効果が奏しているなというふうに我々も考えているところでございますので、引き続きそういった施策を展開して、より多くの人材・人口確保に向けて、さらには財源確保に向けて取り組んでまいる所存でございます。以上です。

○議長(横関一雄) 佐藤議員。

○4番(佐藤秀教) ただ今、町長の方からご答弁をいただいたわけでありまして、過去に小泉政権時代、平成16年から18年の3年間で5.1兆円もの地方交付税の削減がありました。このことで地方、本町もそうですけれども、大変財政的に逼迫しまして行財政改革を実施したという経緯もございます。これで町民サービスやあるいは町長も含めた職員の給与を削減するなど、当然議会なんかも削減はしておりますけれども、そういう部分が避けられない状況でありました。今後もそのような状況に鑑みて、やはり過去の経緯を踏まえて、町の行政サービスが低下しないように進めていくということを経営と情報や状況を共有しながらですね、やはり早目早目に先を見据えた対策が必要だと思っております。おそらくもう来年以降は、国も財政が逼迫していますので、やはり1番先に来るのは地方が攻撃される的になると思っておりますので、それを十分周知した上で対応してほしいと思っておりますが、町長はこの交付税の減税に対してはどのようなお考えでしょうか。

○議長(横関一雄) 佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 交付税減税の見通しという部分ではですね、佐藤議員おっしゃるとおり、今回の大規模な補正予算措置はですね、今後の災害等によるそういった予算を考えた際、各自治体の交付税を減額するものというふうに見込んでいるところでございます。ただ私も就任当初からどんな状況になろうとも、やはり町として自立できるような体制というのは常日頃から整えておかなければならないということで、これまで以上に予算も拡充して、様々な新しい取組に取り組んで自立できるような取組を進めてきたところでありまして、今後、日本全体の社会の動きというものもですね、なかなか見通せない部分の中で、やはりどんな状況になっても町として生き残っていけるような策を、自ら、今から整えていかなければならないという認識のもと、これからまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長(横関一雄) 佐藤議員。

○4番(佐藤秀教) それで、コロナに関連してなんですが、先ほども全国的にコロナ対策で財政悪化が見込まれるということでございますけれども、このコロナ対策で、これまでの間、どの程度町の財政負担を伴っているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長(横関一雄) 鹿内財政課長。

○財政課長(鹿内力三) コロナ対策で町の財政がどの程度変わってきたのかということのご質問だと思います。

それで、4月の1番最初のコロナ対策に使った経費から、今回の補正予算、上程している補正予算まで、更にはこれから交付されるであろう臨時交付金の3次分も見据えた財源についてご説明させていただきます。

コロナで追加した予算の総額は6億4100万円でございます。そのうち国の臨時交付金を充てたものが2億7200万円、国の補助金を充てたものが3億3700万円、ふるさと振興基金を充てたものが1800万円、コロナ対策に使ってくださいということでもいただいた振興寄附を充てたものが17万円、その他の財源が32万円、コロナの関係で中止となった予算を充当した分が630万円、一般財源の純増分は570万円でございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）そうなりますと、実際町の持ち出しとなると、この570万円とふるさと基金、その他の部分で32万円を足したもので良いのかな。どうなんでしょうか。

○議長（横関一雄）鹿内財政課長。

○財政課長（鹿内力三）もし、コロナがなかったときの財政運営と、コロナが発生してしてしまった後の財政運営を比較すると、コロナで純増した分とすればですね、最後にお伝えした570万円かと思います。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）中止された部分もありますので、それを充当したということなので、実質純粋に570万円ということで理解してよろしいですね。

自治体によっては、かなり多額の基金を取り崩して、それで充てているということで、かなり費用負担が大きかったということも、これは今朝の新聞でしたかに出ていましたけれども、昨日ですね、23日。内容的にはわかりました。この内容からいくと、それほどうちの町としては大きな出費はなかったということで理解してよろしいですね。

それで、先ほどの町長の方からお話のありました、ふるさと納税について伺いますが、ご存じのようにこのふるさと納税の寄附金については、本町の貴重な財源ということで、昨年度は過去最高の2億3000万円を超えたということで、この結果につきましては、一定の評価をすところであります。今年度はコロナ禍ということもありまして、今現在の実績として、前年比どの程度なのか。そして、今後の見通しとして、コロナ対策に用途を限った寄附を募集するというような取組をしている自治体もでございます。そういう部分で今後の取組について伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）只今のご質問の、まずふるさと納税の今年度と昨年度の寄附額の比較でございますけれども、今年度の寄附申込額は、現時点で4735件ありまして金額的には9604万2000円という数字になってございます。昨年度はどうだったのかということですが、昨年は申込件数が現時点で3622件、5375万5000円という数字でしたので、前年対比でいきますと寄附件数としても30%ほど多い。さらに寄附額でいくと78%ほど多いという状況になってございます。ちなみに返礼品としてはお米が今1番人気で、その次に、サクランボという状況であります。今おっしゃっていましたが、今後コロナに対してのふるさと納税の寄附を集めるということなんですから、現時点ではそこまで考えておりませんでしたので、今後検討したいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）実績を聞いて安心しました。

実は多少、昨年比で減っていくのかなという気もしていましたが、やはり自粛自粛で家庭内あるいは、あまり出ていかないで自粛しているということで、場合によっては増えているのかなという気もしま

したけれど、額面的にも78%この時点でのアップということで、今後も非常に期待するところであります。それでは今後の対策として、ぜひコロナに関連した部分でのふるさと納税について期待しております。

次に、人口減少と少子高齢化対策について伺いますが、本町の人口推移でございますけれども、残念ながら、第1期地方版総合戦略の検証では、人口ビジョンで示された将来推計よりも早い速度で人口減少、少子高齢化が進んでいる状況にあるという報告もでございますが、第2期人口ビジョンでは、国もこれを推進・促進している関係人口の創出、これについては本町でも第2期の人口ビジョンの中で人口流出に歯止めをかけることを重点プロジェクトに掲げております。今年度、臨時交付金事業を活用して、町内の光ファイバー回線を整備するという予定でございますが、コロナ禍において民間企業の地方でのテレワーク化が進んでおります。この関係もあって、関係人口の促進について取り組む必要があるのではないかというふうに考えておりますけれども、この関係について具体的に町の方ではどのようにお考えなのかご説明願います。

○議長(横関一雄) 新見企画課長。

○企画課長(新見 信) まず関係人口につきましては、議員既にご承知かと思っておりますけれども、観光だけではなく、定住でもないけれども特定の地域に継続的に多様な形で関わる方のことを指しておりますけれども、これまでの活用ですとか取組といたしましては、総合計画策定段階でのワークショップに包括連携を結んでいる企業や地域にですね、企業に勤める町外の方の参加、そして、コロナ禍の中で取り組んだ(株)もりもとのサクランボケーキの企画販売など外部からの視点での意見交換を深めて、その企画を進める中で、今後の関係についての構築につながる取組であったと認識しておりますし、今回のコロナ臨時交付金を活用した事業ですけれども、オンラインイベントの実施につきましても仁木町の魅力を発信することで、少なからず交流人口を増やし、そこから関係人口への移行につながる取組として効果があるものということ考えているところであります。さらに、議員仰せのとおり、今回のコロナ禍において都市部から地方への働き方の変化がですね、あらわれている中で本町の光ファイバーの整備については、町外の企業や人が、テレワークやワーケーションそういったものを検討する上で、他の町村と同じステージ上に立つことができるものというふうに考えているところであります。関係人口の創出・移住政策についてはですね、今年度から東京圏に居住している人が、起業もしくは北海道が運営していますマッチングサイトに掲載している企業に就職して本町に転入した場合、移住支援金が支給されるという、U I J ターン新規就業支援事業というのを北海道と連携して共同して実施しているところでありますので、この滞在整備事業の推進ですとか、オンラインイベントの結果も踏まえながら、さらなる取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長(横関一雄) 佐藤議員。

○4番(佐藤秀教) この人口減少・少子高齢化対策、これについては地方創生の取組自体が第1期の検証を含めてですね、国の部分についても掛け声倒れではないかという部分も言われております。うちの町として見れば、多少私は実績として評価できるものがあると思っておりますし、移住・定住にしても、この関係人口についても今後Withコロナ期、Afterコロナ期における滞在型の施設を整備するという町でもありますので、これの活用も非常に期待しているわけでございますが、ぜひ掛け声倒れにならないように、「やる」と言いながらもなかなか進まないというようなことにならないように、しっかり対応してほしいと思うんです。そのためのこの滞在型施設の整備、あるいは先ほど言いましたような、光ファイバーの整備、これら

はすべてリンクしてくると思うんです。ですからそれらを活用した中で、しっかり取り組んで欲しいと思います。

それで、実際、本町にこの間民間企業等から何かこの関連で問い合わせ等があるんでしょうか。テレワーク等の問い合わせは、ニセコ町なんかはかなり進んでいるという話でありますけれども、本町においてはそういう実績等、問い合わせ等はあるんでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）地方創生の関係人口の取組という中でですね、今、本町の方で取り組んでいる部分、テレワーク自体の申込みというか、そういった部分では直接的にはないかもしれませんが、今年の2月頃ですね、株式会社V S Nというシステムエンジニアの企業なんですけれども、地方創生に取り組んでいる企業でございまして、昨年全国で5町村。今年度、令和2年度も5町村ということで北海道では本町を選んでいただきまして、地域課題の解決に向けた取組をしていただく予定であります。コロナがなければですね、春にこちらの方に来て、各農業者や商業関係の方等にですね、聞き取りをしながら町の課題を見つけて、それをどう解決できるのかというところの人事研修の一環ということではあるんですけれども、町としては期待する部分がありますので協力させてもらいたいということで、来月実際にコロナの対策を講じた上で来ていただけるということですね、テレワーク直接ではないかもしれないけれども、今後の取組については可能性を見出せるものが期待できるのかというふうに考えております。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ぜひ総合戦略の意味合いは人口の減少あるいは少子高齢化対策がメインでございますので、何とか掛け声倒れにならないようにしっかり取り組んでほしいと思いますが、これは各自治体もかなりこれから積極的に取り組んでいくと思うんです。それで、ぜひそうならないように、掛け声倒れにならないような対策や取組を行ってほしいと思います。

次に、地場産業の支援について伺います。新型コロナの感染拡大は先ほども申し上げましたとおり、収束の見通しが立ってないという現状がありまして、この間、休業要請支援金、あるいは持続化給付金等のコロナ対策をとおして本町の経済にコロナの影響がどう出ているのか、今段階で精査・検証されているんでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）細かい数字的な検証というところまではまだできておりません。

ただ、本町で5月に実施した休業要請では、観光農園やワイナリー、飲食店など指定管理者を含む25事業者に休業の協力をいただいているということで、町外からの観光客の入り込みを抑えることができ、町内で感染者の発生はなかったということで、押さえ込みがうまく機能しているというふうに捉えているところでございます。また、地域経済への影響としては、春先からの休業要請や、外出の自粛要請、そういうようなものに伴って、観光客等の減少、さらには外国人の技能実習生が入って来られないというようなことによる農家さんへの人手不足というものに伴って、農家さんの中には生産調整をしたりだとか、また、収穫量が減っているというようなところのお話も聞いているところでございます。そういうところで減収・減益となって経済的に苦しい状況になっておられる方もいらっしゃるかと、そういう方から町の方での休業要請、道の休業要請、それに対する支援金、また、国の持続化給付金そういうものを申請して受けている方はそういうものを貰って少しは助かったというような声も伺っているところでございます。そう

いう点では満足のいく支援とはなっていなかったのかもしれないですけども、経済的に苦しい方々が事業をきちんと続けていける。何とか続けていけるという一助にはなったのかというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）この問題については、まだ年度途中というところもあって、農家の方もこれからいろいろ収穫されるでしょうし、これによってまた色々変わってくると思うんですが、先ほど、観光の話もありましたけれども、外国人のインバウンドについては、本町にはどの程度、観光客として来られているのか、それは把握しているんでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）細かい正確な数字というのはちょっと押えておりませんが、インバウンドのお客様が1番多く入っているような、例えば、さくらんぼ山さんですとかそういうところでは、年間のお客様のうちの15%程度がインバウンドのお客様というふうに聞いているところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）わかりました。

それでは、最後に前回はちょっと時間がなかったので災害の関係でちょっとお伺いします。

新型コロナ対策の災害体制については、6月の定例会でコロナ感染予防対策等について、避難所運営マニュアルの改訂に着手し精査しているという答弁がございました。その後、作業の進捗状況はどうなっているのか、それとそれに関連して、然別生活館の避難所としての取り扱い、これについても検討するということでのご答弁がありましたけれども、その後どのように取り組んでいるのか。作業等進捗状況についてお伺いします。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）6月の議会において精査しているということでお話をさせていただきました避難所マニュアルにつきましては、その後、6月議会終了後の6月中に作成をしたところでございます。こちらについては複式避難所の開設ですとか、感染症対策に関する2点の事項を追加したり、胆振東部地震の対応を踏まえた対応、そういうコロナ対応の感染症対策を含めて作成したというものでございます。

然別生活館の部分については、土砂災害の警戒区域のところにあるということで、水害等については地域防災計画の方にも、崖崩れ・洪水、そして福祉避難所としても使用はちょっと難しいということで、大規模火災等の対策の避難所としての活用という形になろうかと思っています。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ちょっと今の然別の部分ではご答弁になってないと思うんですが、あれは土砂災害が発生したら大江のセンターの方へ避難するようになっていきます。例えば、台風等で大雨が降って、避難するとすれば、当然土砂災害を警戒して、大江の方へ避難すると思います。それから、仮に地震があったとしても、あれは耐震設備が整っていませんので、当然、大江の方に避難すると思うんです。それであれば然別避難所は、いつどういうときにあそこに避難をされるのか、それがちょっと課題ではないか、問題なのではないかということで、3月に私の方から定例会で質問させてもらっています。その答えがまだちょっとこう出ていない。明確な答弁をされていないので、まだしっかりその辺は検討されていないのでしょうか。どうなんでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）地域の防災計画にも載っていますとおり、洪水等の今仰るとおり、やはりそこには逃げられないということで、大江の方に逃げるような形になろうかと思えます。ここで然別生活館を避難所として使う部分については、大規模火災を想定するという部分でございます。大規模火災における避難が生じた場合に使うということでありまして、引き続き、検討はしていきたいと思えます。けれど、洪水等については使用できないということですので、何に使うかということだったかと思うんですけども、大規模火災の際に使用させてもらいたいということでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。最後ですのでまとめてください。

○4番（佐藤秀教）大規模火災と言いますが、大規模火災が発生するのは市街地ですよね。あそこはもう家が点在していますので、果たしてそれが適切な答弁なのか、ちょっと私は疑問に思うんですけども、やはりこれは改めて避難指示、あるいは避難の方法等も含めて、やはりきちんとこれを精査してほしいと思えます。

もう3月に、私がこれを質問しているんですから、町長どうでしょうか。やはりもう3月に質問していて、半年になりますよね。ですから、いくら課長に異動があっても、担当職員は変わっていないんです。ですからもうちょっと危機感を持ってやって欲しいです。今これだけあちこちで全国的に甚大な災害、自然災害が発生しているわけですから、もっと真剣に取り組んでほしいと思えますが、町長どうでしょうか。

○議長（横関一雄）町長、最後の答弁をお願いします。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）端的にお話させていただきますけれども、然別生活館の使用用途については、様々な自然災害等も含めて、対応については町としても大江に避難するとかという部分では、きちんと準備というか計画は進めているところがございますし、今後もそういった、佐藤議員の仰るとおり様々なことを想定してですね、迅速に取組を進めてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解していただきたいと思えます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）以上で質問を終わります。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前10時29分

再 開 午前10時45分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第8『一般質問』を続けます。

一般質問、『水路の維持計画を』以上1件について、野崎議員の発言を許します。6番・野崎議員。

○6番（野崎明廣）それでは、先に通告いたしました水路の維持計画を質問いたします。

水稻農業は、労働力負担軽減のための機械化や施設への投資をはじめ、経営の安定確保のための規模拡大や、高齢化による耕作放棄地の増加防止対策など、あらゆる支援制度により大きく変わろうとしています。そのような中で、農地の集積・集約化に欠かすことの出来ない水資源の確保のための農業水利施設である余市川土地改良区管理の5頭首工は、老朽化が著しく、道営水利施設等保全高度化事業により改修工

事が進められています。当初は平成29年から5年間で完了する計画でしたが、10年間に延長される見通しとなり、総体的な事業費の増額が懸念されます。これに伴い、受益者負担も15年間となり、今まで以上の支援が必要であると考えます。

また、維持管理適正化事業にも取り組んでいますが、今後さらなる基盤整備により、支線用水や排水路の整備も必要になると考えられます。現在、支線用水・排水路の未整備部分は長さにして10Km以上もあり、更に枝線を含めると倍以上になることが想定されます。整備に当たっては受益者負担が15～18%であり、高齢などの理由から整備をためらう方も多く、今後、未整備水路の整備計画が必要であると考えます。

そこで、次の2点について町長にお伺いします。(1)頭首工改修事業長期化に対する町の補助、支援の上乗せは。(2)未整備の支線用水・排水路への対応策は。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の野崎議員からの、水路の維持計画の質問にお答えいたします。

1点目の頭首工改修事業長期化に対する町の補助、支援の上乗せについてであります。余市川土地改良区が設置する5つの頭首工について老朽化による機能低下が顕著となっていることから平成29年度より農業競争力基盤強化特別対策事業（パワーアップ事業）を活用し、道営農業農村整備事業として実施しております。本事業での農家負担率は事業費の12.5%となっておりますが、農業者の負担を軽減させるため町では独自の支援等を講じ、農家負担率を7.5%に圧縮させております。さらに、事業の長期化や工事費の上昇などに伴い農業者の負担が増嵩していることに鑑み、令和2年度からは農家負担率を6.3%にするなど一層の負担軽減に努めております。このように新たな支援措置を実施して間もないことから補助の上乗せについては考えておりません。

2点目の未整備の支線用水・排水路への対応策について申し上げます。余市川土地改良区では、平成30年度から土地改良施設維持管理適正化事業を活用し、水路等を整備する計画を立てており、本町の稲作を持続的に発展させていく上で必要不可欠な用水施設の補修であることから、支援を行っているところであります。町からの補助については、従前は事業費の10%のところを現在は事業費の19.8%としておりますし、今後におきましても持続的かつ安定的な支援が可能となる適正化事業に対して支援が必要なものと考えているところであります。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）町長から説明をいただきました。

今回の質問は、余市川土地改良区事業で5か所の頭首工になりますが、町としても受益者負担軽減の支援に取り組まれております。

まず1点目の頭首工改修事業長期化に対する町の補助支援の上乗せについてですが、町として独自政策支援による受益者負担、負担率を7.5%から6.3%に軽減されたとのことで、実施段階の内容をお伺いしたいと思っております。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）余市川土地改良区頭首工改修事業につきまして、令和2年4月1日付けで土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針について改正があり、都道府県の負担割合が27.5%から31%になったことにより、地元負担率が22.5%から19%に減ったところでございます。町はこれまで地元負担率22.5%のうち3分の2に当たる15%を補助しておりましたが、本年6月17日付、余市川土地改良区

から補助率増の要請があり、これまでと同様3分の2に当たる12.7%、農業者負担の増嵩を考慮して補助することを同日に決定したところでございます。これにより今年度から農業者負担が地元負担19%から町補助12.7%を差し引いた6.3%となり、従前の負担率7.5%より軽減されているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）内容的に説明いただきました。

令和2年度当初で、道が27.5%から31%ということで、道からの支援が3.5%上乘せされたということで、理解したところですがけれども、その中で、町また受益者の割合が最終的には、受益者6.3%、1.2%の支援が増加されたということで、その中身においても、いろいろ町としても、ある程度の支援もされている中で3.5%がすべて受益者ではないという形の中で、町としても以前の10%から9.45%となってくると思います。その辺に対しての受益者に対する緩和を求めていけないものか、町が10%から9.45%になったということに対して、町も道からの支援を受けているという形になると思いますけれども、その辺の対応ができるのかどうか、この状況でいくと10%から9.45%という形になりますので、その辺の上乗せということは、もうこれ以上は考えられないという形になるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）ちょっと私の方からお答えしますがけれども、今回、道の負担率が国の通達によって見直しになったという中でありますけれども、その中で言いますと、これも整理としてはですね、いろんな検討余地があったんですけども、今回、最終的には町の負担が9.5%ということですがけれども、本来は今回、都道府県の負担割合の増によって市町村が軽減されるべきところだったんですけども、改良区の方からの要請に基づきまして、町についてはほぼ現状と同額ですね、負担割合を継続させるということで整理をさせていただいたというところでございます。それで、全般的に都道府県の負担割合が高くなったということも含めてですね、農業者の方が一定の軽減がされているという判断の下で現状については、先ほど町長から答弁のとおりですね、今の負担割合で継続をさせていきたいというふうに考えているところでございます。以上であります。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）今、副町長からの説明もいただきました。非常に理解をするところです。

余市川土地改良区事業としては、本町、余市町、赤井川村と施設の保全をされていますが、本町と同様に広域的な余市町、赤井川村も軽減策を取られていくのか、その辺もわかればお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）余市町、赤井川村ともに同内容の支援策が取られていると聞いております。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）余市町、赤井川村も同じような内容で支援されるということでよろしくお願いをしたいと思います。

また、余市川土地改良区、5頭首工改修整備として、余市川第1区整備計画、第2区整備計画となっていますが、事業完成として令和8年までに期間延長の対応をされていくのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）頭首工につきましては、農業生産上非常に重要な施設であり、水田の多面的な機能を維持する上でも必要な施設でございますので、持続的かつ安定的な支援を図れるよう鋭意検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）今後、いろいろな形の中で対応していただきたいと思えます。

2点目の未整備支線用水・排水路の点についてお伺いをしたいと思えますが、用水・排水に対する事業費と事務費として19.8%、施設改善事業を進められておりますが、しかし、用水・排水路ですが受益者負担も事業費として24%になります。町としてのさらなる補助支援は考えられるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）事業実施年度に町が支援するために、5年間にわたる事業賦課金のうち1年分の拠出金6%と事業実施年度の負担金10%及び事務費賦課金3.8%、合計19.8%を補助しているところでございます。事業実施年度につきましては、町から100%補助しているということもあり、補助率につきましては、現状が適当と考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）説明をいただきました。

この19.8%を町が支援されているということに対しても、非常に受益者としても感謝をしなければならぬと思えますが、受益者にとっては負担として非常に大きいのかという感じもしています。町の支援基準として、パーセント的なものは決まりがあるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）町からの補助率等について基準があるかというご質問ですが、この補助率等につきましては特段基準等はありません。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）それでは、この19.8%という基準の数字というものはどのような中から積算されてくるのか。わかればお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）19.8%の内訳ですが、先ほどもご説明したとおり、事業賦課金のうち1年分の拠出金6%、そして事業実施年度の負担金10%、事務費賦課金3.8%、合計19.8%という補助率となっております。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）内容的に19.8%はわかるんですけども19.8%という基準がないという中で、それを設定されている。まだ多くても良いのか、少なくとも良いのかということをお伺いしたいという感じがしています。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）ちょっと私の方から説明させていただきますけれども、これについても先ほど答弁の中でありましたとおり、従前10%ですとずっと継続してきております。ただですね、先ほど町長から答弁を

させていただいたとおり、それから議員からのご指摘のとおり、水田農業の生産構造が非常に厳しい状況の中で持続的な農業、地域農業を維持する上で必要だと判断の下です、いろいろ検討したその中です、確か野崎議員からも議会の論議の中であったと思いますけれども、その中で最低限の配慮として19.8%ということで改良区とも調整した中で設定をさせていただいて、それで、この措置を設けているということですので、そういった経過の中で、いろいろと調整を図った中で設定だということでご理解していただきたいと思います。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）副町長の説明、そして以前の10%から19.8%に上げましたよという形の中で答弁されましたけれども、受益者にとって、非常に24%という負担としてはなかなか改善していくということが、改良していくということができないのかということが非常に心配される場所なので、なるべくであれば、町としても最大限の支援をお願いしたいという感じもしています。

今後の対応としても検討していただきたいなという感じがしています。

また、支線未整備用水・排水路、さらに枝線に対するこの新たな支援策があるのかどうか、対策が本当に必要ではないかなという感じがしますので、その辺について、何か新たな支援策がないものなのかどうか。町だけではなく、国・道の支援策もないのかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）国や道の新たな支援策ということですが、新たな支援策ということではございませんが、現在も国営造成施設管理体制整備事業の強化支援費として、平成12年度から4期にわたり令和4年度まで補助することとしておまして、町としても今後において継続して支援していく考えでございます。また、多面的機能支払交付金で資源向上支払部分というのがありまして、地域協働による施設の軽微な補修、農業用排水路等の長寿命化のための活動に対する補助がございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）説明をいただきました。

今お話をされたこの多面的機能支援ということで、なかなか農業者の中では、今現在取り組んでいるところと取り組んでいないところもあると伺っていますけれども、実質的にこの多面的機能の中でどこまでやれるのか、またここにおいて行われる部分というのが、どの程度なのか、わかればお伺いしたいという感じがしております。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）多面的機能支払交付金事業における資源向上支払交付金につきましては、繰り返しになりますが、農業用排水路等の長寿命化のためのあくまで補修、更新等に関する事業となります。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）説明をいただきましたけれども、補修工事程度という形の中で活用をされるという中ですので、またいろんな形の中で維持管理適正化事業とか、そういう形の中で取組ができればという感じもしていますし、維持管理においても、国・道の支援が50%以下49%という形の中ですので、こういうものも、まだまだアップできるような事業があれば良いという感じがしていますけれど、そういうようなものは今のところないのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）国の補助事業におきましてですね、そういった暗渠排水だとかに関する補助事業だとかはあるのですが、本町において農地中間管理機構、いわゆる農地バンクを活用した地域でなければその補助が活用できないという、そういった制限がありますので、その辺については、さらに研究・検討して調べてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）非常にこう地域的な面積的なものも重要視されてくるのかなという感じもします。

次に、高齢による担い手の減少として、本町の水稲作付経営者で60歳未満の方と60歳以上の方の割合がどうなのか。また、水稲経営面積の実績はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）水稲農家経営者の60歳以上、60歳未満の割合と経営面積でございます。

まず60歳未満につきましては、割合としては50%で経営水稲面積が281.81畝でございます。60歳以上につきましても同様に50%、面積が166.29畝でございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）60歳以上で経営されている方が半分半分ということで、60歳未満の方が288畝という面積を作付されている。また、60歳以上の方が166畝作付されているということで、現段階では何とか維持しているのかという感じも見受けられます。

ちょっと最後に、町長にお伺いをしたいと思いますけれども、今の50%、50%という形、また経営体系においても、2分の1が60歳以上の方という形、今後、5年、10年先に水稲農業者の減少がさらに加速されるのではないかと思いますし、一戸当たりの規模拡大が非常にこう求められていく状況だと思います。水稲農業者に対する基本構想、この中山間地、地域的な話をすると銀山・尾根内・長沢地区の方々の中山間地域という、このような地域に対する対応をどのように、新たな対策があるのかどうか。その辺ちょっと町長として、どのようなお考えがあるか、お伺いしたいと思いますという感じもしています。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）本町におきまして稲作は重要な作物でありまして、将来にわたって維持しなければならないというのは、これまでも様々な場面で申し上げてまいりました。

先ほどの高齢によって、60歳以上と60歳未満で人数、人口割は同じですけども、作る面積の割合が大分、60歳未満に偏ってきているという部分で、それが現状であるというふうに我々も認識しているところであります。そういった部分を踏まえてですね、今後、これから先の稲作農業を見据えたときに、担い手不足、又は高齢化によって脆弱化されることが予測されますことから、省力技術の導入による農作業の省力化、水田の大区画、集積・集約化など、生産コストの低減にですね、積極的に取り組んでまいりたいなというふうに考えている次第でございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）ありがとうございます。

非常に高齢化が進むということに対して、水利の維持をしていくことというのは非常に今後重要視されていくのかと思います。今農業は機械化で、施設も整ってきていますけれども、水路というものに対しては、枝線すべて人力の伴う作業になってきます。この辺においてやはり改善をしていかなければ、労働力

も今後もっと減っていくというような状況が発生していくのかという感じもしていますので、ぜひとも支線に対する水路、排水路を、今後町としても、いろいろな見解の中から見ただき、改善の余地があるところはぜひとも進めていただきたいという感じもしていますし、これは最終的には土地改良区の事業の中で進んでいかなければならないという状況ですけれども、生産者としては、もう町にお願いをしていく状況なのかという感じもしていますので、ぜひとも今後、5年、10年先を考えた中で、この水路というものを考えていただきたいという感じがしています。

これで私の質問は終わりたいと思いますけれど、答弁をいただければと思います。

○議長(横関一雄) 佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 繰り返しになりますけれども、町としても今後の水田農業について、きちんと5年、10年後の将来像を見据えて色々対策を打たなければならぬですけれども、やはり基本的には農家自身が経営者として今後の経営という部分をきちんと見据えて、どこまで整備すれば良いのか、どこまで体力があるのか、どこまで投資すれば良いのか、そういうことを含めて一経営者として、これから意識を更に変えていただいて、営農をしていただきたいという思いもありますけれども、その部分で足りない部分を町として支援、協力していきたいという部分も考えている次第でございます。以上です。

○議長(横関一雄) 続いて、『今後の防災対策について』以上1件について、門脇議員の発言を許します。
3番・門脇議員。

○3番(門脇吉春) それでは、今後の防災対策についてということで質問したいと思います。

昭和37年8月、台風9号、10号が相次いで北海道に上陸し、本町にも記録的大雨をもたらしました。この時、余市川の氾濫により、仁木大橋をはじめとする多くの橋が流出し、これに伴い田畑の冠水や家屋の浸水も著しく、未曾有の大災害に見舞われました。あれから58年の歳月が過ぎましたが、近年、国内においても、自然災害が頻発・激甚化する中、その様相も大きく変容し、追い討ちをかけるように新型コロナウイルス感染症の拡大など、個人の生命や財産をおびやかす災害は、もはや「いずれ起こる」という概念を離れ、いつでも「すぐそこにある」状態にあると言えます。いま発生する災害への備えとは、命を守るための行動とは、Withコロナ社会における防災・減災とは、防災意識の構築には町民一人ひとりの意識向上、家庭や地域コミュニティ等における備えの実践が必要ではないのでしょうか。

そこで、次の点について伺います。1つ、本年第1回定例会において私が行った一般質問の答弁で、「今後も地域防災マスターと連携し、より一層防災の取組を進めるとともに、地域防災力の向上に向け、中心的な役割を担っていただきたい」また、「女性の視点という部分で、女性の活用も考える」という答弁がありました。その後、どのように進められているのか。2つ目、令和2年9月7日道新に掲載された避難所用マスク・消毒液・間仕切り・段ボールベッドの充足について、仁木町の想定数とその根拠、また、国が求める非常用電源用燃料72時間分を今後どう確保するのか。3つ目、停電復旧時における通電火災等による2次災害をどのように防ぐのか。4つ目、小中学生に向けた防災ハンドブック等を作成し、防災教育を進めてはどうか。以上、4点について町長の見解を伺いたしたいと思います。

○議長(横関一雄) 佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 只今の、今後の防災対策についての質問にお答えいたします。

1点目の本年第1回仁木町議会定例会での防災マスター及び女性の活用の検討の答弁について、その後、どのように進められているかについてであります。これまで6名の方が認定を受けておりましたが、昨

年12月に北海道で行った活動意向調査において4名の方が認定を辞退されたことにより、現在、本町における北海道地域防災マスターは2名となっております。これまでの対応としては、防災マスターの参加を予定していた令和2年度北海道総合防災訓練が、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止となった他、防災マスターの育成のための声掛けや講習会等への参加依頼などを見合わせているなど、コロナ禍の影響により計画していた活動が全て実施できない状況となっております。今後においても、北海道の研修会への参加などで蓄積された知識・経験を生かし、町での防災訓練への参加を通じて地域における中心的な役割を担っていただきたいと考えております。また、町内会単位で自主防災組織が現在11団体組織されていることから、防災組織を始めとし、町内会を通じて、町民全体の防災意識の向上に努めてまいります。さらに、女性の活用についても同様の理由により実施できておりませんが、防災マスターの養成に限らず、女性の視点を取り入れた対策を進めるため、協力をお願いしてまいります。

2点目のマスク・消毒液・間仕切り・ダンボールベッドの想定数と非常用電源用燃料72時間分をどう確保するのかについて申し上げます。これらの物資につきましては、備蓄計画において避難した町民に対し、避難所に救援物資が到着するまでの3日間分の備蓄を確保するものとしております。備蓄物資支給対象者としては、平成27年3月31日現在の人口3477人の15%に相当する町民522人が避難するものとして算定しており、マスクについては1日1枚で3日分として1566枚を想定し、消毒液については、1回3リットルを1日12回使用し3日分で57リットル、間仕切りについては、避難想定人数と同数の522区画、ダンボールベッドについては、町の備蓄計画にはなく、エアマットの備蓄をしており、避難人数分の522個を充足の想定数としております。そのうち、マスク及び消毒液につきましては充足しておりますが、間仕切り及びダンボールベッドなどの簡易ベッドやエアマットなどの寝具については、計画的に備蓄を進めているところであります。また、非常用電源用燃料の確保につきましては、現在、50時間稼働可能である燃料800リットルを確保している状況であり、不足が見込まれる場合には、小樽地方石油業協同組合と締結している「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」に基づき、優先的に提供していただけることとしておりますが、来年度に400リットルの備蓄を増やし、72時間分を確保してまいります。

3点目の「停電復旧時における、通電火災等による2次災害をどのように防ぐのか」につきましては、台風や水害、地震などによって停電が発生した場合、停電復旧後に電気機器などから火災、通電火災が発生することがあり、災害の発生時には命を守る行動が最優先とされますが、2次被害による被害の拡大防止や、2次的な被害に巻き込まれないといった対策も必要なものと認識しております。とりわけ、阪神・淡路大震災や令和元年台風15号等を始めとする大規模災害に伴う火災の発生原因となった、通電火災を防ぐためには、停電中に電気機器のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜くことが大切とされており、特に自宅を離れる際はブレーカーを落としてから避難するなどの対応が必要となります。日頃からホームページや広報紙などで周知を図るとともに、災害時には防災行政無線を通じて周知に努めてまいります。

4点目の小中学生に向けた防災ハンドブック等を作成し、防災教育を進めてはどうかにつきましては、今年度、仁木・銀山両小学校の合同社会科見学の際に、大雨による浸水被害の状況や非常時における避難所での生活について、町職員が説明し、防災に関する学習を行っております。また、仁木・銀山両中学校においては、避難訓練後に1日防災学校を開催し、北後志消防組合仁木支署職員による講話や防災資機材の見学を実施するなど、防災に関する取組が進められているところであります。今後も関係機関との連携

により効果的な防災教育が実践されるものと認識しており、新たに防災ハンドブック等を作成した防災教育の実施は考えておりません。以上でございます。

○議長（横関一雄）門脇議員。

○3番（門脇吉春）只今、町長より答弁をいただきましてありがとうございました。

1点目の部分ですけれども、答弁における北海道地域防災マスターについてですけれども、私は3月9日にこの事について質問しておりますが、この時は6名ということでお聞きしていました。本当に答弁されたとおりです。現在2名ということで、わかることで結構ですけれども、現在、防災マスターが2名であるとわかったときはいつなのでしょう。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）北海道から通知が来したのは、令和2年3月25日北海道総務部危機対策局危機対策課の防災教育担当課長から各防災主幹課長宛てに昨年の12月、令和元年12月にすべてのマスターの方を対象に活動実態と今後の活動意向について調査し、今後の活動意向があると回答した方について以下のとおりだということで通知をいただいているところです。

○議長（横関一雄）門脇議員。

○3番（門脇吉春）6名から2名に減ったということで、町長が言われたように大事な防災マスターがこのように4名の方が辞退されたということでもあります。それぞれ理由があって辞退されているとは思いますが、今後において、これは北海道での認定でありますので「町が」と言う訳にはいきませんが、本当に辞められた理由でありますとか、そういうような内容の部分です、今後確認していただければ、そういう部分から今後の対策に生かしていただきたいということを思います。

そして町内には11の自主防災組織があります。この防災組織、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守ろうということから結成されて、その部分、今は確かにコロナ禍でありますので、防災訓練でありますとか、そういう部分の訓練については初期消火だとか避難誘導や炊き出し、こういう部分でなかなか実践ができない。そういう部分では現状を守りながらいかなければいけないんですが、事実上はこの防災組織が実働部隊であるということになっていくと思います。町長が言われたように、地域における中心的な役割を担っていくのが防災マスターであると思いますので、今後も自主防災組織の中の中心的な役割を担っていただくのはもちろん、受講の要請をするとともにより多くの方に、コロナ収束時には研修に参加できるよう進めていただきたいと思います。

また、前回の町長が言っていました、防災マスターには消防団又は自衛隊OBとか警察OB、行政職員OBとか、各分野でこれまで少しでも触れた経験のある方を対象にして防災マスターに促していくことも必要ということも言われておりました。現在2名ということでありますので、今後、どれぐらいの方をと言いますか、現実には3月から今までの間で半年経って、確かにコロナ禍の部分もありますけれども、今後、こういった形でと言いますか、この育成、2名に減った部分から各町内会でありますとか、自主防災組織に対しての防災マスターの配置ということも考えた場合にどう進めていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）防災マスターの今後の活用等についてですけれども、現在2名でございます。

当初6名いらっしゃったわけですが、町の方としても活用が十分でなかった部分等はあったかと

思います。また、防災組織ができた段階でお願いしてなっていたという状況もあったかと思いますが、けれども、各地域の防災組織において活動していく中で、防災に関するマスターの方が出てきてくれば良いなということですね、今まで町の方でお願いしてきた部分というものもあったかと思いますが、そのあたりは連携を深めながら活用を進めたいと思っておりますけれども、自主防災組織等の自主的な中で出てくるのも期待したいところであります。以上です。

○議長（横関一雄）門協議員。

○3番（門脇吉春）具体的な部分の数字ということは今出ておりませんが、ただ6名から2名に減になったということです。ただ、これから仁木町を考えたときに地域の方々が本当に生命・財産を守っていくためにはですね、本当に必死になって、これから防災・減災の部分で取り組んでいかなければならないと私は思っております。そうなった場合に本当に本来であれば、防災マスターというよりも防災士の部分で本当に取り組んでいただいて、その部分の助成もしていただきながら進めていくのが、本当にいろんな専門知識であるとか、過去のいろんな経験を生かしながら本当に地域にあっても、この防災組織にあっても町内会においても中心的な役割を果たしていけるのかなと思いますけれども、なかなか経済的な問題とかいろんなことも考えるとそうはいかないということで、防災マスターということで北海道が進めてきたわけですから、この部分をしっかりと押し進めていっていただきたいということと、また、町においても職員の採用についてもですね、本当に不足のところにいる配置はしていただいておりますけれども、経験という部分から言うとなかなかそれに伴ってということはいかないということも思います。私も過去の災害において、幼少ながらも台風災害の部分で余市町に住んでおりましたので、この部分を経験しておりますので、本当にその怖さというものはわかるわけです。そういう意味からも、今後においてはですね、この防災マスター確かに道の方での実施でありますので、コロナ禍の部分でなかなか開催というわけにいかないということも事実でありますけれども、これが再開となった時についてはですね、本当に職員の方も含め、また地域の方も含めながら、今このときだからこそ地域の方に役場の方からもお話をさせていただいて進めていっていただけるような体制をつくっていただきたいということを思います。

続いて、2点目ですが、今回の回答の中で3477人という町民の人口が出ておりました。そのうち、15%ということで522人ということで避難想定数として考えられていますが、この15%を避難想定数とした根拠、質問の中でも当初の部分で入れておりましたけれども、この根拠というのはどこから出てきたものなのかお答え願いたいと思います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）こちらは備蓄計画の方に載っております15%ということでございますけれども、こちらの設定については、北海道内三十数市のうち備蓄をしている市の平均値をとりまして、この時、平成27年は15%ということで設定をしているということでございます。

○議長（横関一雄）門協議員。

○3番（門脇吉春）ちょっとお聞きした中ではちょっと弱いといえますか、確かに想定できないことも多々あります。こういう中で、こういうものを本当にこれが今後の中で生かしていけるのか、とにかくこの数字を基にしながら備蓄計画を進めたり、いろんな計画も進めていくわけですから、当然今後の中で、コロナ禍の部分だとかいろんなことも考えた中で、当然状況も変わってまいりますので、これが変わった場合については、この15%の変更も検討していただきたいと思いますということを思います。また、避難所の利用

人数ですけれども、想定内であれば問題はないんですけれども、これが仮に想定外の人数が集まったときには、避難所を本当に利用できるのかということの不安があります。今回NHKの各地での取材が発表になりました。この中で今回起きました九州・沖縄を通過した台風10号、これの避難所の受入準備についてということがありました。定員に達して新たな受入れができなかった避難所があったと回答したところですね、九州に7県あるわけですけれども、これに加えて山口県の8県。この中で116市町村が受入れできなかったという回答しております。本当に仁木町においてもこの現実が実際おきた場合、そういった場合にはどう対応していただけるのか伺います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）九州の豪雨等におきまして避難所に行ったけれども、「もう一杯です」ということで移動したということがあったということでございます。そういった状況を私も認識しております。本町においては、今避難所を開く際に、例えば町民センターを開きますといった段階で、全部の避難所を一度に開くという状況もあろうかと思うんですけれども、順次開いていくという形になろうかと思っておりますので、収容人数に達する状況の前に新たな避難所ですとか、準備を進めながら順次開いていきたいというふうに考えているところです。

○議長（横関一雄）門脇議員。

○3番（門脇吉春）今、回答していただいて、順次開くと言いますけれども、切羽詰って避難指示が出た場合ですね、順次というわけにいかないと思うんです。住民は皆こぞって近くの避難所に駆け込むわけですから、当然、その間に色々することはあると思いますけれどもそうなった場合、確かに九州で起きた部分については過去にない台風の大きさもある。コロナ禍もある。そういうようなことも含めて考えたときには、確かに不安を抱く人が多いために集中したというのものもあるでしょうけれども、ただ、この仁木町においての災害においても、今後どういう形になってくるのかわからない。本当に台風災害でも、いろんなものの災害を含めてもそうですけれども、避難指示が出た場合に一気に駆け込んだ場合にどうなるのか。前回の定例会の中でもありましたけれども、拡大を考えて、今後のことも対策を考えていきたい。収容人数も増やしていきたいというふうなこともちょっとお聞きしたかと思っておりますけれども、その辺も含めて、本当にどうなのかということをお伺いします。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）私の方から補足をさせていただきたいと思っておりますけれども、確かに議員おっしゃるとおり、今、未曾有の災害がいつ起きるかわからない状況の中で適正に対応しなければならない。その中で、今回のこのコロナ禍の中で、更に違った視点です、また適切な対応を求められているということで、非常に厳しい状況にあるということで認識を持っております。そういった中で、当然各避難所の設定を含めて不断の見直しを行いながら、より細かく適切な対応が図れるように、町民に寄り添った形で設定をしていくという考え方を持っております。先ほど少し出ていましたが、論議が横に逸れるかもしれませんが、15%の定員の設定についても明確な根拠はなく、一般的な定量的な判断の下でやらせていただいているわけですけれども、ただ3500人に満たない町において、どの方の支援が必要だとか、そういった細かな対応も必要になってくるというふうに、その辺も把握できると思っております。ですから今後、日頃から、今後も町におきましても、地域の皆さまと連携を取りながらですね、そういったそれぞれのニーズに応じた中で、防災対応が図れるような形で見直しを行っていききたいというふうに考えております。

それから、もう一つがですね、先ほど今回の10号台風においての九州の状況のお話がありましたけれども、印象的だったのは、今回自主的な避難ということで、ホテル等を活用された新たな避難のあり方もいろいろと報道もされておりました。今回、先ほど町から答弁させていただいたとおり避難のあり方についても自主的に例えば近隣の親戚の家に逃げるとか、自宅で避難するだとか、またマイカーで避難するとか、多様な避難の方式もですね、今考えていかなければならない時代になってきておりますので、そういった部分も含めてより適切な運営を図れるようにやっていきたいと思っておりますし、それから1番大事なことは何かと言うと、やはり情報の伝達だと思います。先ほど、昭和37年の事例をお話されておりましたけれども、当時に比べて当然気象の観測の余地というのはですね、もう数段、比べることが無いほど進んでいると思っております。今回の台風等の進路についても相当早い段階からですね、気象庁においても詳細な情報が出されております。ですから、そういったものをですね、皆さん個々でも把握できると思っておりますし、町といたしましても適切な避難を図れるように、早期にそういった情報提供をするように、一層の努力をしていきたいと思っておりますので、それぞれの新たな知見等を適切に吸収いたしながらですね、町民の皆さまに避難等の防災の適切な対応を図れるように努力していきたいというふうに考えているところでございます。以上であります。

○議長（横関一雄）門協議員。

○3番（門脇吉春）答弁ありがとうございます。

本当に私が経験したときから比べると、確かに気象の情報であるとかいろんな伝達の方法、これも変わってきて改善されて、今の時代は適切な情報が手に入るという時代にもなってきておりますが、確かに、コロナ禍の部分でいろんな状況が変わりホテルに避難するだとか、自主的に避難して親戚の方に身を寄せる、またあるいは車に避難するというようなこともあるかと思っておりますけれども、一番大事なことはそちらに走るということも確かに大事なことでありますけれども、町民の方が本当に安心して避難所に身を寄せることができる。ここに行けば安心なんだと言えるこの安心感を与える情報を逆に町の方からしっかりと伝達していただきたいということと、先ほどの15%の部分でありますけれども、これは確かにわかります。何かを指針としてなければいけないということも確かにわかりますが、これが現実、町内会とか避難所の部分、いろんなことも検討した中で数字を改善しなければいけない時にはですね、これを即座に変えながら、避難所の備品であるとかいろんなものを含めて改善して行っていただきたい。それを基に町民に対しても安心を与えるような方向で進めて行っていただきたいということを思います。

続いてでありますけれども、非常電源についてですけれども、仁木町の庁舎を除いて町内の指定避難所が20か所ほどあります。これに非常電源というのは、この庁舎を除いてどれぐらい供給しているのかということを知りたいのですが、よろしく願いいたします。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）庁舎以外の施設の非常用電源のことでよろしかったでしょうか。

庁舎以外につきましては、現在、発電機を配備しているということで、防災資機材として9か所の避難所に発電機をそれぞれ配備しております。現段階においてはすべての避難所に配置がされているという状況ではないということでございます。

○議長（横関一雄）門協議員。

○3番（門脇吉春）この部分で9か所ということを取られているということです。確かに避難所に集われ

る方も、携帯電話であるとかいろいろな部分で充電できるような小さいグッズが出たり、いろいろなものがありますので、それを生かしながらということもありますけれども、ただ、避難所においてはですね、なかなか電源を確保するということが難しい部分もあります。この部分が9か所ありますので、今後、この20か所に対しての配置でありますとか、また、これに対して、庁舎の部分は計画的にこれから考えられていますから、それは問題ないんですけれども、これらに対しての72時間確保できるのかというか、それが適切なかどうかというところは私も実際まだわかりませんが、この部分をどう考えられているのかお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）発電だとか非常用の部分で、今後どのようにということだったでしょうか。

申し訳ございません。ちょっと要点をもう一度お願いできますでしょうか。すみません。

○議長（横関一雄）門脇議員。

○3番（門脇吉春）庁舎を除いて、避難所が20か所あって、そのうち9か所に非常用の発電機があるということでもあります。

その他の部分、11か所の部分の発電機の配置とか、今後の部分についてどうしていこうというのか、またこれについても72時間確保できるようにするという形で進めていくのか、伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）他の施設における発電設備については、基本的には必要という認識は持っております。けれども、小さな施設とかもございまして、そのあたりも加味しながら順次整備はしていきたいと考えております。

そして、72時間の非常用電源の確保につきましては、この新聞に載っていた部分については本部の置かれる庁舎の非常用電源の72時間確保ということで道新さんからアンケートが来ていたところでありまして、他の避難施設については、現状72時間等は確保ができていないというふうな認識でおりますが、他の施設の72時間という部分については、今は考えていないというところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）門脇議員。

○3番（門脇吉春）72時間というのは出ている部分での質問でありますけれども、ただ各施設における非常用発電の設置については今後考えていきたいということと、また、では何時間が良いのかということとは適切には言えないですけれども、必要な部分を今後検討していただいて、何時間必要であるのかという結論を出していただいて、この部分、両方を押し進めていっていただきたいということをお願いいたします。

続いて3点目ですけれども、災害時には行政無線を通じて周知ということになっておりますけれども、せめて防災週間、これは9月1日から始まりますけれども、防災週間の間でありますとか、例えば、停電が起きたとき、これは実際に停電が起きてわからない部分があります。就寝しているときだとか、仁木町も1回線で全部が網羅されている部分ではありませんので、これ、回線が分かれていますけれども停電時にわかるかと、わからないところもありますので、そういうところも含めてですね、防災無線で周知していただきたいということを思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）防災週間等限らずですね、今後積極的にホームページ等、防災無線等でも周知を

図ってまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（横関一雄）門脇議員。

○3番（門脇吉春）よろしく願いいたします。

最後、4点目ですけれども、防災ハンドブックの部分で小中学生に向けた防災ハンドブックの作成ということでお話ししましたけれども、新たに防災ハンドブックなどを作成した防災教育の実践は考えてないということの答弁でありました。被災を経験した子どもたちがですね、これからやってくる災害に備えて、命を守るためにこの地域における各学校の教師でありますとか、PTAの保護者がですね、今までみない部分の教育だけでは足りないということから被災した地域で広がっているということでもあります。この名称については、こども防災手帳だったり、防災ノートだったり、防災ハンドブックと名称はそれぞれ異なりますけれども作成しております。災害を経験した地域が防災学習をしていくために、こうした取組などを行っています。本当に仁木町でも過去経験した災害があるわけですから、これから起こりうる災害のためにこれからの子どもたちが学習に取り組んでいくことが大事ではないかと思えます。これらの経験をした地域での取組を受け止めていただいて、今後仁木町においても、調査・研究など一気にとは言いません。子どもたちの命を守るため一つひとつ進める検討をしていただきたいということを思いますし、これによって、防災の意識向上や家庭や地域コミュニティにおける備えにつながってくるのではないかと思います。こういったものを含めて、今後の取組として、どうしても現状で足りるのか、足りるからこそこまで必要としてないのか、ということでもありますけれども、今後こういうことも検討していただいて取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えします。

防災ハンドブック以外でも、子どもたちに対する防災教育を促すことが、今後いろいろタブレットとかも普及するというのであれば、動画でもいろいろを見せることもできるような環境になりますし、また専門的な人材を呼んで、子どもたちにそういった防災についての知識を促す場面とかもですね、今後は町としても考えられないといけないというふうに認識しております。先ほど来から門脇議員からいろんなすばらしい提案をお聞かせいただきましてですね、門脇議員が職員時代にそのすばらしい提案を私に早めに教えていただければ、防災計画を早めに良い物が出来たのではないかと改めて思っておりますけれども、何はともあれ、今後、更に進化させた防災計画を作ってもらいたいので、これから更に進化させてですね、その対応を図ってまいりたいというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）門脇議員。

○3番（門脇吉春）本当にですね、こうして私も各箇所から取り寄せさせていただきました。本当に見ていると子どもたちが本当にわかりやすい内容で学習していく。確かにタブレットが出たりとか、いろんなもので情報を収集する部分については本当に良い時代となりましたけれども、ただ、こういうものがなぜ必要なのかということは、やはり手元に置きながら親御さんといろいろ防災についての話し合いをしたり、いろんなことも読み返しながらかねていけるということから、やはり必要だということを訴えられて作られたというのが現状であります。そういうようなことも含めて、今後防災マスターでありますとかいろんなことも含めまして検討していただいて、この部分の計画も含めて、住民が安心して本当に財産を守るという部分で、町民が安心して暮らせる、こういう部分をつくり上げていっていただきたい。

変更については変更の部分をどんどんこの時代ですから、そういうものを住民の方に周知していただいで進めていただきたいと思いますので、どうかよろしく申し上げます。以上です。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第8『一般質問』を続けます。一般質問、『豪雨災害への対策について』以上1件について、上村議員の発言を許します。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）豪雨災害への対策について。7月の豪雨災害、9月の大型台風と近年これまでに経験したことがない災害が発生しています。幸い、本町はここ最近大きな被害はありませんが、未曾有の豪雨が襲い掛かってきたら私たちはどうすればよいのでしょうか。今までも避難所マニュアルや土砂災害など、いろいろな方が質問をしてきましたが、コロナ禍の中で3密を防ぐ「在宅」「分散」の避難も視野に、自分がいつどのタイミングでどこに避難しなければならないのか、日ごろからの訓練が必要だと考えます。

ここ何年かで河川の周辺にある施設が甚大な被害を受けているのを目にしますが、本町の施設も例外ではありません。今まで一人暮らしの高齢者をどう避難させるのかということで、要援護者の対策を行ってきましたが、施設の入所者を避難させる手立てはなされているのでしょうか。

また、河川の氾濫を防ぐために、豪雨対策も考えなければなりません。タイムラインをしっかりと立て、日ごろから訓練しておくことが重要だと考えますが、以下の点について町長にお伺いします。（1）本年度に改訂予定であるハザードマップの配布予定時期は。（2）町民センターや体育館等施設の収容可能人数は。（3）各施設入所者の避難方法は。（4）余市川に注ぐ小河川の浚渫工事の実施状況は。（5）最近の仁木大橋付近の大がかりな工事の内容は。以上についてお伺いいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、只今の豪雨災害への対策についての質問にお答えいたします。

1点目の本年度改定予定であるハザードマップの配布予定時期についてであります。今年度予定している北海道による町内2か所の土砂災害警戒区域の指定を経て、その内容を含む防災ガイドマップを3月完成予定としておりますので、来年4月に町民の皆さまのご自宅に配布する予定であります。なお、今回作成するマップにつきましては、風水害のほか、土砂災害や地震災害に関する啓発事項も含めた防災ガイドマップとして発行することとしております。

2点目の町民センターや体育館等施設の収容可能人数について申し上げます。町民センターや体育館等指定避難所として登録している施設の収容可能人数は、仁木町地域防災計画において、町民センターで286人、山村開発センターで686人としており、そのほかの指定避難所の収容人数を合わせ3738人としております。

3点目の各施設入所者の避難方法につきましては、要配慮者の対象となる方が入所している施設は20か所を把握しており、そのうち14か所がハザードマップにより浸水等が想定される施設となっております。これら要配慮者利用施設は、水防法、土砂災害防止法に基づき、各施設において避難確保計画の作成が義務付けられており、町としても避難確保計画のひな形の作成など支援を進めているところであり、引き続

き各施設への支援に努めてまいります。また、豪雨災害等発生の危険性が高まり、災害が発生するおそれがある場合には、避難準備情報や避難勧告等を速やかに町民に周知するほか、各要配慮者利用施設への早期の連絡により情報共有を行い、避難用バスや福祉車両の確保、避難所の開設準備など受入れに係る体制を迅速に整えることとしております。

4点目の余市川に注ぐ小河川の浚渫工事の実施状況についてであります。令和元年度は仁木地区では、バンドウ川・遊楽川・フレトイ川、銀山地区では、馬群別川・ポン種川・銀山墓地川・鳥居川の7河川を実施しております。

5点目の最近の仁木大橋付近の大がかりな工事の内容につきましては、余市川を管理する北海道において、昭和31年度から令和20年度の事業期間で余市川改修事業を実施しております。これまで、河川の掘削や築堤の整備等を下流から順次実施してきており、令和元年度には、仁木大橋より下流の河川掘削、大雨災害等において道河川の防災対応に使用するコンクリートブロックや大型土のう製作用土砂等の防災資材の備蓄ヤード及び樋門の整備等を実施しております。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）初めに、2点目の収容可能人数であります。これは、今回買われたパーティションを組み立てた面積で可能な人数なんでしょうか。そのパーティションを組み立ててみたのでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）こちらの収容可能人数につきましては、地域防災計画に掲載されているものでありまして、今回のコロナの関係の部分での想定した人数とはなっておりません。パーティションについては、約90セットを来年の3月までに購入する予定でありまして、今ある在庫については一度組み立ててございます。

○企画課長（新見 信）上村議員。

○7番（上村智恵子）組み立ててみたということですが、今度、防災訓練をしたときには、ぜひ皆さんで実際こう組み立てて、どのくらいの人数が入るのかということを示してほしいと思いますけれど。それと段ボールベッドではなくて、エアマットにした理由は何でしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）当時、備蓄計画を立てた際には、通常、日本は畳の習慣もございましたので、大きな広い体育館のところで冷たくなならないような形でブルーシートを敷いてエアマットという形で購入しておりましたけれども、今回コロナの関係で、やはりコロナ等のウイルスは足元に溜まりやすいというのがありますので、今後については段ボールベッドもいろいろありますが、簡易なベッド、パイプのベッドもちょっと検討しながらベッドとマットの併用で検討していきたいと思っております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）先ほども出ていましたけれども、やはり避難所はこういうコロナ禍の中では少なくなってくると思いますし、水害の場合、2階以上の建物も重要だと考えます。役場庁舎の3階のここもぜひ避難所として開設したら良いと思いますが、非常時の場合避難できるのでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）現在避難所としているのは、町民センターということでございますけれども、役場も本部が出来上がりますので、2階と1階は入るところが、なかなか会議室等がないかと思っておりますけれども、

ど、この3階については和室等もございますので、例えば、要配慮者の方が狭くなりますと、やはり確保する必要がありますので、そこは検討できると思っていますし、検討していきたいというふうに思っています。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）近年の災害では関連死の増大傾向化が一つの特徴です。その直接の原因は避難にありますので、避難問題の抜本的解決がまず急がれるのではないのでしょうか。直接死に対する間接死の割合を見れば、阪神淡路大震災では19.9%となり、福島県に限れば関連死の方が上回りその割合は123%です。さらに、熊本地震では212人が関連死で直接死の4倍近くに達しています。西日本豪雨でも23%です。せっかく助かった命が避難所等における生活の肉体的・精神的疲労や車中泊や雑魚寝状態でエコノミークラス症候群を引き起こすだけでなく、床の冷たさが体に直接伝わる、床から舞い上がる埃や細菌を吸い込む、プライバシーが保てない等ありますので、ぜひ計画的に備蓄を進めてほしいと考えています。

3点目ですが、平成29年の水防法改正により、要配慮者利用施設において、従前努力義務であった避難確保計画の作成、訓練の実施が義務化されたとありますが、実際、ひな型の作成を進めたのはいつでしょうか。災害の場合はこの人方はどこに避難をするのでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）ひな型の作成の支援については、現在土砂災害の対象施設となるところにひな形を提供して、作って提出をお願いしたところがございます。昨年度になるかと思います。その他の洪水に関する部分、確保計画についてはそれぞれの災害ごとに作成するということになってございますので、洪水に関しては、現在のところですね、ひな型はちょっとまだ配布はしておりませんが、この後、義務化されておりますので、令和3年度中までということですので、ひな型を作成しながら各施設と話をしながら作成をお願いしていきたいというふうに思います。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）老人ホームの方とかをどこに避難させるのかということなんですが。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）老人ホーム等の方をどこに避難させるのかということでございますけれども、実際に施設の方とお話をさせてもらったところですね、トイレ等も福祉型のトイレのあるところが希望という場合がございますので、それでいくと庁舎もしくはフルーツパークということになるかと思いますが、現段階での施設が作っている計画については1番近いところの仁木中学校ということになっておりますので、そのあたりは随時修正等を協議しながら進めたいと思います。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）今、老人ホームに入所できるのは、介護度3以上です。50人いるうち、歩ける方はごくわずかだと思います。水害予想ができたとして、福祉車両の確保はどうするのか、避難確保計画づくりが急がれるのではないのでしょうか。

国では市町村単位で対象となる要配慮者利用施設の管理者を集め、河川事務所、市町村担当者等の参画の下、講習会形式で計画作成作りについて解説を実施する講習会プロジェクトを展開するよう言われていますが、そういう支援はして来たのでしょうか。これからということなので、これからそういう講習会プロジェクトをする予定はありますか。

○議長(横関一雄) 新見企画課長。

○企画課長(新見 信) 避難の際の高齢者の部分で人数的にもかなりいらっしゃるということでございます。そちらについては洪水、1番心配するところはそちらの老人ホームについては洪水の部分でございますので、高齢者の避難判断水位等が出る前から連絡を取り合いながらですね、施設の要請があれば対応していきたいというふうに考えておりますし、施設の方では5台福祉車両を持っているということで聞いてございます。その中で、第一義的には施設の方で確保計画を作りながら対応するというところでございますけれども、必要に応じて支援は当然していくものでございます。

そして、講習会ですけれども、そちらについては大変申し訳ございません。今の段階でちょっと検討しておりませんが、開発局等との関係機関とも協議をしながら開催するしない等の検討をしながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長(横関一雄) 上村議員。

○7番(上村智恵子) 原発のときの避難ということで、一度、そういう施設も計画を立ててはいますけれども、そういう場合は札幌市の病院の方に搬送するとか、そういうふうになってはいたけれども、現実問題、水害の方が本当に心配される場所なので、やはりそういう河川事務所なりと本当にこう一緒にやらないと老人ホームなどは夜は2人しか職員がいませんし、役場から行くと言っても、本当にこう対応に追われる中で難しいと思いますので、ぜひ早目に令和3年度中に計画づくりをするということですから、皆さんでやはり知恵を出し合いながらどういうふうに避難できるのか展開していかないと、いざというときにスムーズにいかないと思いますので、ぜひ対応が急がれると思いますのでお願いいたします。

4点目の浚渫工事ですが、これは何年ごとに実施しているのでしょうか。

○議長(横関一雄) 可児建設課長。

○建設課長(可児卓倫) 只今のご質問であります、それぞれ何年毎という決めではなくて、それぞれ町の方で管理している普通河川等においては状況に応じた対応という形です、行っているところでございます。

○議長(横関一雄) 上村議員。

○7番(上村智恵子) わかりました。

5点目ですけれども、令和20年度までの事業期間で余市川改修事業を実施しているということですが、仁木大橋から上流部分のところで川岸がどんどん削られて、橋からも見えるんですけれども、すごく心配だという声が雪解けの時にだされていたんですが、今後その部分も整備されていくのでしょうか。

○議長(横関一雄) 可児建設課長。

○建設課長(可児卓倫) 只今の部分、仁木大橋の上流側という部分で河川が削られてくるという部分は町の方でも承知しておりまして、昨年度も北海道の方に状況説明等で伺って、対応等のお願いをしているところでございます。それで、今年の余市川の冬期間のこれからの工事という部分でございまして、今、議員の方でご指摘がありました部分につきましては護岸整備という形で、コンクリートブロックということで140mほど整備するというところで、北海道の方から確認しております。以上です。

○議長(横関一雄) 上村議員。

○7番(上村智恵子) 自然現象をいかに災害にしないかということは大変大事なことだと思います。国では国土強靱化が言われていますが、大型開発優先ではなく防災や老朽化対策に転換してほしいと思ってい

ます。

仁木町は、これから老朽化になった保育所の建て替えなどがありますけれども、今までは1階しかなかったものが、今度は子どもセンターみたいに2階建てになったりして、本当に防災とか減災に役立てるような建物にしてほしいと思いますけれども、こういう災害に強いまちづくりということに対して、町長のご意見を聞かせてください。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今後の町として災害に強いまちづくりに向けて、町としてどう考えているかという部分でありますけれども、近年激甚化している災害によって全国で大きな被害が頻発している状況を目の当たりにして、平時から万全な準備、備えを行うことが重要であるというふうに考えておまして、本町におきましても、これまでの防災計画に加え、より実効的な計画づくりに向けてですね、これから取り組んでいかなければならないというふうに痛感しているところでございます。

防災計画を作るにしても、なかなか職員だけでは厳しい部分もありまして、やはり専門的な人材を登用することも今後は必要であるかなというふうに考えているところであります。今後そういったことも検討して、より災害に強いまちづくりに向けてこれから努めてまいりたいというふうに考えている次第でございます。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）それでは、以上で終わります。

○議長（横関一雄）続いて、『総合戦略における産業施策について』以上1件について、嶋田議員の発言を許します。5番・嶋田議員。

○5番（嶋田 茂）総合戦略における産業施策について。仁木町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略は、平成27年度に策定され、令和元年度までの5年間で第1期として、本町の産業活性化における基盤を形成してまいりました。本年度には、第1期に引き続き、第2期仁木町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略が施行され、本年度町政執行方針でも「今後は総合戦略に基づき、各種プロジェクトを推進する」ことが明記されています。第2期総合戦略第3章（施策の展開）では、『果実の町』元気な産業・雇用支援プロジェクトが掲げられており、地域産業の競争力強化、人材育成、雇用の確保・関係人口拡大の3つの大きな柱を基に進めることが謳われております。現在、総合戦略施行から半年が経過した中で、今後の方向性も含め、具体的な施策・事業等をどのように進めるのか、次の点について伺います。（1）農業地域の共同活動支援事業の具体的な内容は。（2）農業基盤整備事業における対象は。（3）高速道路を活用した拠点施設整備の検討内容は。以上3点についてお聞きします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の、総合戦略における産業施策についての質問にお答えいたします。

1点目の農業地域の共同活動支援事業の具体的な内容についてであります。農業の多面的機能の維持・増進を図るために、地域資源の基礎的な保全管理のための草刈や水路の泥上げなどの推進活動や、農用地や水路等の機能診断を行い長寿命化のための補修や更新等の活動のことで、国の多面的機能支払交付金により支援を受けているものであります。本町では、大江水田保守管理組合、銀山地区農地保全組合、長沢地区資源保全隊、尾根内曲川資源保全隊の4つの組織が本年度から実施しております。

2点目の農業基盤整備事業における対象について申し上げます。本年度から町単独の事業として実施し

ております仁木町農業基盤整備促進事業につきましては、補助の対象者は仁木町に在住する農業者とし、水田の区画拡大事業に要する経費に対し定額を補助するもので、令和4年度までの3年間を期間として実施しております。

3点目の高速道路を活用した拠点施設整備の検討内容につきましては、現在、第6期仁木町総合計画の策定においても高速道路の開通に伴う観光客や今後の光ファイバー整備後の町の観光の在り方について議論を重ねながら検討を進めているところであります。今後につきましては、余市インターチェンジ開通による車の流れの変化や指定管理者による様々なサービス提供により入場者数が増えているフルーツパークにきをリニューアルし、魅力ある観光拠点施設として位置付けて整備を進めてまいりたいと考えております。また、仁木インターチェンジ（仮称）の出入口である町道1番線につきまして、景観形成を意識した整備を進め、フルーツパークを始めとし、町内のワイナリーや直売所、くだもの狩りなどのほか、新たな観光資源の発掘や創出に努めるとともに十分に活用した取組を検討しているところであります。以上でございます。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○5番（嶋田 茂）今町長の方から、答弁をいただきました。

その中で、1点目の農業地域の協働活動支援事業について再度質問させていただきます。

この部分で大江水田補修管理組合、銀山地区農地保全組合、長沢地区資源保全隊、尾根内曲川資源保全隊と4つの組織が本年度から実施しているとなっておりますが、実際に作業の補助金が出ていて、それをやっている部分でこの団体がやっているのでしょうか。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）こちらの多面的機能支払交付金に係る事務につきましてはですね、4団体ともに余市川土地改良区が事務局として行っております。また、実際に泥上げですとか、保全管理のための草刈りににつきましては各地域の農業者が行っているところでございます。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○5番（嶋田 茂）そういう中で国からの補助の部分では、どれぐらいの補助が出ているのでしょうか。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）こちら、国の補助としましては農地維持支払交付金と資源向上支払交付金という二つの部分がございます。農地維持支払交付金は、農用地水路、地域資源の基礎的な保全管理活動の推進活動に関する部分につきましては、地目が田の部分につきましては、10㍍当たり2300円、資源向上支払交付金は、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修更新等の活動、こちらにつきましては同じく地目、田につきましては10㍍当たり1920円となっております。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○5番（嶋田 茂）実際に今、このように出ている部分で、総体的な金額というのはどれぐらいなんですか。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）只今の質問ですが、相対的な部分としましては、4つの団体の合計としましては、農地維持支払交付金部分につきましては合計が約1260万円、資源向上支払交付金につきましては約652万円となっております。以上でございます。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○5番（嶋田 茂）これをやることによって、水田の作業の部分には有効的なものだと思うんですが、そんな中で、農業者が忙しい時期にやるのではなくて、他の業者に頼んで行うというようなことはないのでしょうか。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）農業者以外で他の組織等にですね、いわゆる委託だとかをすることにつきまして対象にはなりますが、その分当然経費がかかってくるというものでございます。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○5番（嶋田 茂）内容的なことはわかりました。その中で水田を作っている農家の皆さんが助かっているというので、この事業はやっていくべきだと思います。

2点目の、農業基盤整備事業における部分ですが、これは国の補助でずっとやっていたと思うんです。それを、町単独で3年間行なうということで、どれぐらいの農家の皆さんが、どれぐらいの範囲で1年に何件ぐらいの農家の皆さんがやっていくのか教えて下さい。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）町単独で行っております農業基盤整備事業の現在のところの要望量につきましては、令和2年度、本年度につきましては5名の方、令和3年度につきましては6名の方、令和4年度は5名の方で、それぞれ面積が令和2年度が483㍍、令和3年度が647㍍、令和4年度が656㍍となっております。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○5番（嶋田 茂）この事業をやるに当たって、この総合戦略の中には新規の部分で出ているわけなんです。そういう部分で考えたときに、基盤整備をするのに補助金を出すということは、農家にしてみればすごくうれしいことだと思います。そんな中、3年間でとりあえずほとんどの人たちが、今まで望んでいた部分が終わるのか。まだまだ今後とも続いていくのか。その辺を教えて下さい。

○議長（横関一雄）菊地産業課長。

○産業課長（菊地健文）今回の町の単独事業につきましては、平成31年に水稲作付者に対しまして、水田拡大事業の要望調査を実施して、それに基づき事業化したわけでございます。令和4年度までの3年間、現在まで要望している方はもちろんのこと、今後、水田拡大、基盤整備を考えている方に対して事業のさらなる周知をして、この事業の推進を図ってまいります。その後、令和5年度以降につきましては、現在のところまだ決まっておりませんが、3年間事業を実施した上で、更に事業を継続していくかにつきましては、どれぐらい需要があるか、国や道で他に有利な事業がないのか等を考慮し、判断してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○5番（嶋田 茂）具体的な説明ありがとうございます。

当然基盤整備をすることによって作業効率だとかそういう部分が改善されるという部分ではすごく良いことだと思います。今後、この部分でやっていくなかで、要望だとかそういうのがあったら続けていただければと思います。

次に、3点目の高速道路を活用した拠点施設整備の検討をしているという部分で、ちょっとお聞きしま

す。この中で、フルーツパークにきをリニューアルというふうに書いてありますが、どのような形でリニューアルしていくのか。お聞きします。

○議長（横関一雄）嶋井産業課参事。

○産業課参事（嶋井康夫）只今の質問にお答えしたいと思います。

まず、フルーツパークのリニューアルということで、施設自体が平成13年にできてから、もう20年弱経って、いろんな部分が老朽化している。また、そこに置いてある備品類も大分古くなってきているということで、まず今年度予算を付けていただいた中で、家具、テーブルとか椅子とかそういうようなものを中心にリニューアルをするということで今進めているところでございます。その他にですね、この後、周りの景観を良くするために例えば施設の周りにいろいろな花なり木なりを植えるですとか、又は中の遊具などを少し再整備するですとか、そういうところから進めていきたいと思っています。また、看板類も大分色褪せてきていますので、そういうところも改めてまた綺麗なものに色を塗り替えるですとか、そういうところから始めていければというふうには今は思っているところです。今後また、その時その時にですね、必要なものが出てきた段階で徐々に徐々にリニューアルをかけていきたいということでございます。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○5番（嶋田 茂）それはリニューアルではなくて、補修関係だと思ふんですけど。リニューアルということは画期的な人が寄ってくるような、人が足を運びたくなるような部分でリニューアルするのかと思ふんですけど。何か全然違うような気がするんですけども、他に何か考えていますか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）ちょっと若干補足させていただきます。前段答弁しているとおり、次の総合計画の中で一つの目玉になる事業かなということで、考えているところでございます。

それで当然、只今ご指摘のとおり機能強化を図るということで、年数が経っている中でですね、当初想定したコンセプトとかなりフルーツパークにきのあり方も変わってきているだろう、それからまた当然周辺の地域の色々な状況、例えばワイナリーがこれだけたくさんできたということも含めてですね、やはり観光ニーズも変わってきていると思いますので、その辺ですね、当然論議もありますし、外部からのご意見等いただきながら計画を作成して、それに基づいて機能強化を図っていきたいというふうに思っています。そういうことで、合わせて施設の整備、リニューアル等も図ってきたいというふうに考えているところでございます。以上であります。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○5番（嶋田 茂）高速道路というか、高規格道路の入り口が1番線にできるまでに、あと2年半か3年ぐらいだと思います。ですから、そんな悠長にしている場合ではなくて早くやった方が良く思うんです。その部分では、ですからフルーツパークにきを極端に言えば、人が集まっていただけの施設にするという部分もありますし、新たに増設するという部分、極端に言えば道の駅だとかそういう部分を考えても良いのかと思いますけれど、その辺について、町長どうですか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）今後のフルーツパークにきの施設のあり方として、町としてどのような考えを持っているのかという部分でありますけれども、従前と比べて、フルーツパークにきを取り巻く環境は目まぐるしく変わってですね、高速道路開通に伴っておそらく多くの人や物が動くであろうというふうに想定し

ておりますし、1番線の辺りがそういった部分では多く人がにぎわうような、車が通りが多くなるようなそういう環境になってくるものだというふうに我々も捉えております。

今、あるフルーツパークにきをどう活用するのか、それとも新たな拠点施設を作るべきなのかという議論はこれまでもありましたけれども、今、町としてはですね、今あるフルーツパークにきをですね、都市部から最も近い魅力的な観光施設として、これから様々な要素を組み込んで更に魅力的な施設にしていきたいというふうに思いますし、道の駅のような人気のある施設につくり上げていきたいなという思いがあります。これから急いでそういった検討を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。また、近隣町村でもそういった道の駅を作るという構想のお話も聞いておりますので、これから高速道路開通に合わせて、この道路沿いにそれぞれ魅力的な施設ができるようにですね、お互いにいろいろ情報を共有しながら進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○5番（嶋田 茂）町長からすばらしい意見をいただきました。

そういった中で、1番線なんですけど、1番線の景観とかそういう部分を考えるという意味で、当然過去に自分も言ったかと思うんですけど桜並木を植えていくとか、そういう構想がないものなのか、その部分をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それも一つ良いアイデアとしてですね、受けとめて、今後1番線をどういうふうに景観を変えていくのかということも含めてですね、これからいろんな策を練っていききたいというふうに思っています。桜並木にするにしても、あそこは土地的に歩道がありますけれども、こういった形でやるべきなのか、民地に作るのか、それとも町有地の方に作るのかという様々な問題をクリアしないと、そういうことも進めないと思いますので、そういうことも含めてですね、前向きにいろいろ検討していききたいというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○5番（嶋田 茂）ぜひ、この高速道路の出入り口という部分を本当に活用して、車が降りていただけるような、そういう部分で活用していくような拠点にさせていただければと常々思っております。

その中で、町内のワイナリーや直売所、果物狩りの他、新たな観光資源の発掘という部分もあるんですけど、新たな観光資源の発掘や創出という部分では、どのようなものがあるんでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）現状、町内にたくさん観光資源がございますけれども、例えば今観光で言うとアクティビティーと言いますか、これまであまり注目していない地域の中の暮らしとか、いろいろな体験、そういったものもあると思います。なかなか私もこの町に住んでいて感じ得ないことも例えば外部の方、色々な今連携協定を結んでいるような企業の方とかと意見交換しながら、そういったものを探りながら、例えば先般も今回のですね、Afterコロナの滞在施設についてご説明したとおりですね、そういった長期滞在をしていく中でじっくりと楽しめるような魅力、一見さんではなくてですね、そういう長期的に楽しめるようなそういった取組、そういったものができるような、そういった資源もたくさん探っていきたいと思っております。例えば、月並みですけども自転車とか家具とかそういったものもあるだろうし、農作業体験とか、ワイナリーさんの収穫体験とか、ワイン醸造の踏み込みとかいろんなもの、地域の中にある

と思いますので、そういったものをいろいろ探っていきたいというふうに考えているところでございます。以上であります。

○議長（横関一雄）嶋田議員。

○5番（嶋田 茂）ぜひ、仁木町に行きたい、足を運びたいと思われるような部分で、いろんなことを考えながら、検討して考えていただければと思います。以上で終わります。

○議長（横関一雄）以上で、一般質問を終わります。

日程第9 議案第1号

令和元年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第10 議案第2号

令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第3号

令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 議案第4号

令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（横関一雄）日程第9、議案第1号『令和元年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』ないし、日程第12、議案第4号『令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』以上4件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、一括提案されました議案4件につきまして提案説明させていただきます。

それでは、議案第1号でございます。令和元年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和2年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。議案第2号でございます。令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和2年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。議案第3号でございます。令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和2年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。議案第4号でございます。令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和2年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。以上、議案第1号から議案第4号まで一括提案説明とさせていただきます。

○議長（横関一雄）一括議題4件の説明が終わりました。

お諮りします。本決算認定については、野崎議会運営委員会委員長報告のとおり、議長を除く8名の委員で構成する令和元年度各会計決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することにしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、議長を除く委員8名で構成する令和元年度各会計決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することに決定しました。

それでは、令和元年度各会計決算特別委員会委員により、正副委員長を互選願います。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時50分

再 開 午後 2時10分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩中に正副委員長の互選が行われ、その結果報告がまいりましたので報告いたします。

令和元年度各会計決算特別委員会委員長に嶋田議員、副委員長に野崎議員が互選されました。閉会中の審査よろしくお願いいたします。

資料要求の件について、お諮りします。本決算特別委員会において、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続きをもって町長に資料要求をしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続きをもって町長に資料要求することに決定しました。

日程第13 議案第5号

令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）

○議長（横関一雄）日程第13、議案第5号『令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第5号でございます。令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）。令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1190万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億6551万2000円とする。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条 地方債の追加及び変更は、第2表 地方債補正による。令和2年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては鹿内財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内財政課長。

○財政課長（鹿内力三）議案第5号、令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。10款、地方特例交付金から22款、町債までそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計1億1190万円を追加し、補正後の歳入合計額を42億6551万2000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から10款、教育費までそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計1億1190万円を追加し、補正後の歳出合計額を42億6551万2000円とするものでございます。

下段、3ページをご覧願います。第2表 地方債補正、1. 追加でございます。下水道広域化推進総合事業につきましては、北後志衛生施設組合が新たに、し尿受入施設建設に向けた実施設計を行う負担金事業で、過疎対策事業債の対象となりましたので、290万円を追加するものでございます。下段は、2. 変更でございます。臨時財政対策債につきましては、本年度の発行可能額が決定されましたので、補正後の限度額を5762万4000円に変更するものでございます。

5ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

6ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金が9069万7000円の増、地方債が290万円の増、その他財源が2336万2000円の増、一般財源が505万9000円の減となっています。

7ページをお開き願います。事項別明細書歳入でございます。10款、1項、地方特例交付金につきましては89万6000円の追加でございます。本年度の交付金が269万6000円に決定されたことによるものです。

8ページをお開き願います。11款、1項、地方交付税につきましては6241万9000円の追加でございます。本年度の普通交付税が16億9241万9000円に決定されたことによるものです。

下段、9ページをご覧願います。15款、国庫支出金、1項、国庫負担金につきましては32万8000円の追加でございます。民生費国庫負担金は、心身障害者扶助費の増に伴うものです。2項、国庫補助金につきましては、1目、総務費国庫補助金と、5目、教育費国庫補助金を合わせて9020万5000円の追加でございます。総務費国庫補助金はマイナンバーカードに係る社会保障税番号制度システム整備補助金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。地方創生臨時交付金は、本町に配分された2億1378万5000円のうち、既に予算計上している1億2914万7000円に加え、残り8463万8000円の計上です。教育費国庫補助金は小中学校とも情報機器整備費補助金と学校保健特別対策事業費補助金です。

10ページをお開き願います。16款、道支出金、1項、道負担金につきましては16万4000円の追加でございます。民生費道負担金は心身障害者扶助費の増に伴うものです。

下段、11ページをご覧願います。18款、1項、寄附金につきましては32万円の追加でございます。このうち振興寄附は新型コロナウイルス感染症対策資金としてご寄附をいただいたもので、同感染症対策の財源に充当することとしています。

12ページをお開き願います。19款、繰入金、1項、基金繰入金につきましては6265万6000円の減額で、うち8567万4000円の減は財源調整のため、2301万8000円の追加はふるさと振興基金繰入金で、同基金を活

用して行う仁木町定住促進住宅補助事業及び滞在施設整備事業の追加に伴うものでございます。

下段、13ページをご覧ください。21款、諸収入、5項、雑入につきましては1570万円の追加でございます。このうち雑入の内容は、北後志消防組合と北後志衛生施設組合負担金の前年度精算還付金とインフルエンザワクチン予防接種の増に伴う後志広域連合からの国保加入者予防接種負担金収入と光ケーブル移設に伴う北後志消防組合の工事負担金です。5目、宝くじ交付金収入は、サマージャンボ宝くじ交付金です。

14ページをお開き願います。22款、1項、町債につきましては452万4000円の追加でございます。1目、臨時財政対策債は162万4000円の増、7目、衛生債は290万円の増で、下水道広域化推進総合事業に伴うものでございます。いずれも3ページの地方債補正で説明したものでございます。

次に、15ページをお開き願います。歳出でございます。1款、1項、議会費につきましては58万円の減額でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中央要望の中止などに伴う減です。

16ページをお開き願います。2款、総務費、1項、総務管理費につきましては829万9000円の追加でございます。1目、一般管理費は、プログラム関連負担金の増でマイナンバーカードなどに係る住民基本台帳システム改修の機能向上負担金です。2目、交通安全推進費は修繕費の増で交通安全灯などです。4目、財産管理費も修繕費の増で庁舎と職員住宅です。5目、企画費のうち、工事請負費の増は地域イントラネット用の光ケーブルを共架しているNTT電柱の建替に伴うケーブルの移設費です。負担金補助及び交付金の増は仁木町定住促進住宅補助金です。今後、7件程度の住宅新築・改修が見込まれることによるものです。8目、ふるさとづくり事業費は、ふるさと振興基金積立金の増です。一般寄附を積み立てるためのものです。

下段、17ページの3項、戸籍住民登録費は101万4000円の減額でございます。1目、戸籍住民登録費はプログラム関連負担金の減でマイナンバーカードなどに係る戸籍システム修正費です。5項、統計調査費は5万2000円の追加でございます。1目、国勢調査費は、費用弁償の不足見込み分によるものです。6項、監査委員費は30万7000円の減額でございます。18ページ、1目、監査委員費は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため全国監査委員協議会研修会などの中止に伴う減です。

下段、19ページをご覧ください。3款、民生費、1項、社会福祉費につきましては157万3000円の追加です。1目、社会福祉総務費は、大江コミュニティセンターに設置しているAEDのパッドカートリッジの交換に係るものです。4目、心身障害者特別対策費、扶助費は、補装具給付の不足見込み分、償還金利子及び割引料は前年度の障害者自立支援医療費などの国費及び道費の負担交付額が確定したことに伴う、超過交付分の返還金です。5目、国民年金事務費負担金補助及び交付金は、国民年金事務に年金生活者支給給付金の支給事務が追加されることに伴うプログラム修正負担金です。2項、児童福祉費につきましては44万3000円の追加でございます。1目、児童福祉総務費償還金利子及び割引料は前年度の国費及び道費の交付金交付額が確定したことに伴う超過交付分の返還金です。

21ページをご覧ください。4款、衛生費、1項、保健衛生費につきましては473万5000円の追加でございます。1目、保健衛生総務費委託料は、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を防ぐ対策として、インフルエンザワクチン接種料の自己負担1000円分も本年度は臨時的に助成拡大する経費です。繰出金は国民健康保険事業特別会計繰出金で人件費補正に伴う増です。2目、老人保健推進費の役務費は、健康相談に活用する栄養価計算ソフトのサポート料です。3目、予防費は、インフルエンザ予防接種を全額公費負担となることに伴う接種者増に対応するための委託料です。4目、環境衛生費は3ページの地方

債補正に伴う財源内訳の変更です。

22ページをご覧ください。6款、農林水産業費、1項、農業費につきましては44万7000円の減額でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、農業委員会視察研修の中止に伴う減です。

下段、23ページをご覧ください。7款、1項、商工費につきましては9872万4000円の追加でございます。工事請負費と備品購入費は滞在施設整備事業の経費です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と、ふるさと振興基金を活用し、Withコロナ期、Afterコロナ期における滞在施設を北町8丁目町有地に整備するものです。Withコロナ期には感染症の発生による医療・介護崩壊を回避することを目的に医療や介護に従事している町民が同居するご家族などへの感染を心配することなく働くことができるよう、一時的に宿泊できる滞在施設として、Afterコロナ期には新たな生活様式の下、都市部から地方に「生活・働く」の移転、リビングシフトや新しい旅行スタイルの導入に向けた滞在施設として合計定員24名の3棟の施設を整備するものです。工事請負費は基礎工事、給排水設備工事、電気工事、通信環境整備工事です。備品購入費は2ユニット連結タイプのムービングハウス3棟と受付ユニットの購入費です。負担金補助及び交付金は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、うまいもんじゃ祭りが中止となったことによるイベント補助金の減です。

24ページをご覧ください。8款、土木費、3項、河川費につきましては、補正額は0円ですが、委託料と工事請負費で239万1000円の増減でございます。これは、今年度創設された緊急浚渫推進事業債を財源として河川整備を行うため、施工の変更による予算の組み替えです。この推進事業債は充当率100%、元利償還金の地方交付税措置率70%と有利な財源であり、本年12月起債申請以降、町債の歳入補正予算計上を予定しています。

下段、25ページをご覧ください。10款、教育費、1項、教育総務費、2項、小学校費、3項、中学校費につきましては、補正額は0円ですが財源内訳の変更でございます。5項、保健体育費につきましては42万2000円の追加でございます。3目、学校給食費償還金利子及び割引料は、前年度学校給食事務経費の決算に伴う赤井川村負担金の返還金です。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）7番・上村。

21ページのインフルエンザの全額補助なんですけれども、この近辺では、なかなか補助を出してほしいと言ってもらえなかったということで聞いていたんですけれども、これは、いつからインフルエンザのワクチンを注射できるのか。この近辺でそういった、たくさんのワクチンを用意できるんでしょうか。

○議長（横関一雄）浜野ほけん課参事。

○ほけん課参事（浜野公子）只今の質問に対してお答えさせていただきます。

今年度は全国的にもお話があるように、インフルエンザのワクチンが国で約6300万人分しか確保できないという中で、コロナも入りながらインフルエンザのワクチンをどう確保するかというところは、どの自治体でも、やはりご不安になっている部分かと思います。今回のインフルエンザのワクチンにつきましては、町としましても、果たして確保状況とかはどうなのかということも、やはり不安になりまして、医師会等に8月の下旬からちょっと確認させていただいております。9月に入りまして、医師会を通して各医療機関等に「ワクチンの確保というのはどのぐらいからできるでしょうか」ということを確認しましたら、

遅くてもだいたい10月1日ぐらいまでには、余市医師会の医療機関にワクチンが入るだろうということを確認できていた経過もございまして、なおかつワクチンの接種については、接種率が上がるのではないかとということも不安でしたので、そちらも医師会等の方に確認させていただきましたら、今年度はむしろ積極的に打っていただきたいという、医師会長さんからもお話がありましたので、十分確保できるということと、あと合わせまして感染予防というところで、いろいろ環境にも配慮していただけるということをお願いしておりますので、この管内につきましては、一部10月1日以降からというところもあるんですけども、概ね10月1日から接種が可能というふう聞いてございます。以上です。

○議長（横関一雄）7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）接種するときに、何か65歳以上が先に受けてほしいとか、いろんな条件的なものもあるんでしょうか。

○議長（横関一雄）浜野ほけん課参事。

○ほけん課参事（浜野公子）只今の質問に対してお答えさせていただきます。

本来インフルエンザの予防接種につきましては、予防接種法に基づき、努力義務化されているのが65歳以上の高齢者という方になっております。これはなぜかと言いますと基礎免疫力が落ちている方、もしくはいろいろ重度のご病気とかも抱えていらっしゃる方ということを見ると、65歳以上の方から優先的にワクチンを打っていただきたいというところがあるので、まずは65歳以上の方からとさせていただきます。以上です。

○議長（横関一雄）他にございませんか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、17ページの2款、総務費、5目、企画費の中で、18節、仁木町定住促進住宅補助金について伺いますけれども、当初予算では1800万円が予算措置されておまして、今回500万円、増額補正ということで、合わせて2300万円ということになりますが、先ほどの話では、今後、7件の見込みがあるということでございますが、その部分も含めて今年度の実績と、それに関連して、町外からの転入者数、転入される方がいるのか、いないのか。その費用対効果について伺います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）今年度の実績と費用対効果ということでお答えいたします。

今年度につきましては、実績といたしまして新築の住宅が現在のところ6件ございます。そして、改修が現在1件ということで、今後の予定が新築2件、改築2件。そして今後の見込みとして、新築1件、改修2件を想定して、今回500万円という形で補正を上げさせていただいたところでございます。

そのうち実績のところ、移住については、それぞれ新築、改修につきましてそれぞれ1件ずつ、要綱に該当する移住の方ということでございまして、転入者として入って来られて家を建てられるということでございますので、効果的には移住者も増えているということで理解をさせていただきます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）その人数を聞いたかったんですね。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）失礼いたしました。

人数はですね、新築の関係につきましては移住者2名、改築についても移住の扱いになる方が2名ということでございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）新築2名ということは、新築のうち転入されてくる方が、1戸ということですか。それとも2戸になるのか。独身は該当ではないですね。ちょっと何か数字が合わないんじゃないですか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）大変失礼いたしました。私の説明がちょっと上手くなかったのかと思います。

新築住宅の関係につきましては6件の現在実績がございまして、そのうち1件が移住の世帯でございまして、その世帯は2名ということでございまして。そして改修につきましては、現在実績につきまして1件ございまして、1世帯2名が移住者ということでございまして。大変失礼いたしました。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）もう少し多いのかなと思ったら、ちょっと残念な気もしますけれど、ただ、町内の方であっても将来的に向かって定住をしていただけるということでもありますので、これは一定の費用対効果につながると思いますので、今後も是非この事業については、財政の状況もあろうと思いますけれども、継続的に続けていってほしいと思います。

次に、24ページの8款、土木費、12節、委託料で、今回、河川維持管理委託ということで委託料の239万1000円。これは減額補正が出ておりますけれども、この6月にいただいた事業発注状況表を見ますと、長期継続契約（単年）ということで契約されているようではございますけれども、私、実際この長期継続契約というのはどういうものかわからないので、少しわかりやすく説明していただけないでしょうか。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午後 2時37分

再 開 午後 2時42分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き会議を開きます。只今の出席議員は9名です。

休憩前の佐藤議員の質疑に対しての答弁が残っております。答弁を求めます。可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）大変お時間をいただきまして申し訳ございません。

長期継続契約につきましては契約締結年度を含めて後年度にわたり、長期に継続して効力を認める必要がある契約について各年度における予算の範囲内でその給付を受けるものというふうにされております。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ちょっとよく意味がわからないんですけど。継続って、普通簡単に考えるとですね、指定管理者のように、例えば3年なり、まず協定書を結びまして3年間の契約を決めていくわけですけど、それで、各年度において、新たに予算付けをしていくんですけども、事業者は初年度に落札なり決定した業者が3年間、契約を更新できるという形になるかと思うんですけど、これは単年となっているんですけど、この上の方、これはちょっと科目は違いますけれども、清掃とか他の部分もそうですけれども、工期が3年、5年というふうに設定しているわけでありまして、これは1年間なんですけど、これは継続と言えるんでしょうか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今のご質問でありますけど、長期継続契約の契約期間については規則等で定める

こととされておりまして、本町においても、条例の方で5年以内と定められているものでございます。

それでこちらの業務につきましては、当然、道路河川の維持管理業務という部分で、単価等の変動も人件費の部分ですとか、あとは機械関係等の部分の変動も大きいという部分で単年度という形にしたものがあります。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）では、5年以内であれば1年でもいいということなんですか。継続することによって事業者は安定的な仕事を得られるということで、それが原則だと思うんです。ですから複数年でやられるのが、私はセオリーかと思うんですが、ですから3年なり5年という長スパンにおいて契約されることが、単純に継続契約ということになるのではないのでしょうか。その辺の見解というのはどういう見解なんですか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今のご質問であります、先ほど一部申し上げた部分と重複する部分があるかと思えますけれども、その長期の部分の期間という部分ではですね、法令上の制約がなく、町の判断によりその期間を定めることとされておりまして、条例に基づいて5年以内という形です、されているものでございます。それでこの事業の内容ですとか、先ほど申し上げました単価関係の変動ですとか、こちらも顕著に大きいものでありますので、それで本業務につきましては、単年度という形で設定させていただいているものであります。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）言っていることがよくわからないんですけど。

では、長期継続契約することでのメリットはどのようなものなんですか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）長期継続契約に至った経過という部分でちょっとお話させていただければと思うんですけども、議員もご承知のとおり、今年度から賃金の予算という科目がなくなったという部分で、昨年度までは賃金の予算科目があった中ですね、それぞれ委託とは別の形で予算計上等をして臨時的に緊急に対応できるという形です、賃金等を持っていた部分であるんですけども、実際この施設管理業務等になりますと、4月1日から実際管理をしなければならないというものに対して、例えば4月を過ぎて、入札ですとか見積合わせ等をやる前に何か状況が起こることもあり得るという部分を考えまして、極端に言うと4月1日の0時からでも、緊急的な対応ができるようにという部分で委託化に合わせて、長期継続契約をしたというものであります。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）どうもちょっとよくわからないんですよ。

何か他にメリットというのはないんですか。

それでこれは企業体での一社随契になっていますよね。この一社随契とした具体的な根拠というのはどういふものですか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）こちらの一社随契の部分でございますが、こちらは三社で構成するJV、企業体という部分で、「地域JV」という申請がございまして、その業者さんが、町内に本社もしくは営業所を所

持しております、緊急時の対応等が迅速に可能だという部分と、またこれまでも維持作業に常時従事していたような業者さんでありましたので、一社随契という形でさせていただいております。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）私はそれだけの理由で一社随契になるのか疑問です。確かに地場産業の育成、あるいは業務に精通している。それは大切な要因の一つになると思いますけれども、ただそれだけのことで、一社随契となるのでしょうか。私も色々やってきまして、そこまで簡単には一社随契としてきた経緯はないです。もうちょっと具体的な一社随契とした根拠はないのでしょうか。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午後 2時50分

再 開 午後 3時10分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き会議を開きます。只今の出席議員は9名です。

休憩前の佐藤議員の質疑に対する答弁が残っていますので、答弁を求めます。可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）お時間いただきまして申し訳ございません。

一社随契の根拠という部分でございますが、こちらにつきましては地方自治法施行令の167条の2、第1項2号の規定、また仁木町の財務規則のですね、こちら141条第1項第1号の規定により、一社による随意契約としているものでございます。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）まず、入札あるいは随契の関係であります。官公庁・役所が民間事業者と契約締結をする場合、その相手方を選定するのはご承知のように競争入札と随意契約に分けられると、これはもう課長もわかっていると思いますけれども、役所の契約は、原則的には入札で行わなければならないということになっています。この随意契約というのは極めて例外的なものなんです。ですから、今おっしゃった部分が何で特定されるのか、これは誰が見ても「そういうことだったのか」という客観的な根拠が必要だと思えます。ですから、この業務については、失礼な話、どこの業者もできる業務ですよ。仁木町の財務規則の141条の第1項ですか。契約の目的又は性質により契約の相手方が特定される。これは単純に物品を買う場合、1番わかりやすく言いますと、物品を購入する場合、そこしか製造販売をしていないという、そういう明確なものがないと、これには該当しないと思えます。それはどうお考えでしょうか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）こちらのJVは、地域JVというものでございまして、今後の地域社会の資本管理、維持管理という部分で、ある程度国等でも地域JVというのを平成23年頃からだったと思うんですけども、そういう部分で地域を守るという部分でですね、実際ある程度推進されてきたものでございます。それで実際、道路河川維持という部分で、地域の維持管理が持続的に行われるように、当然、町の方もしていかなければならないという中で、実際この地元業者等で組んできたJVというのは、実際これまでの経験ですとか、あとまた地域に精通しているという中でですね、目的に沿っているのではないかという部分でこのような形、条項で使わせていただいたものであります。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）4番・佐藤。

地域維持型契約方式を活用しているということで、それでこの活用イコール一社随契ができるんでしょうか。それが根拠になるんでしょうかと申しますのは、この制度の趣旨として、地場産業の育成、あるいは地元の業務に精通しているもの、これは当然で理解します。ところが、その一方で、契約については適正な競争の下、透明性の高い契約手続を通じて行うことということになっています。これはどう判断したらよろしいんでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）繰り返しのご説明になってしまうかもしれませんが、基本的に先ほど言いました根拠、地方自治法施行令の根拠に基づいてですね、随契ということで処置させていただいておりますし、それから、今議員の方からも説明あったとおり技術面、それから地域の振興、地場産業の育成という視点、それからもう一つはですね、地方自治法施行令で根拠としたのと同じような、その条項に基づいて業者の選定が「ここしかない」という随契の根拠とさせていただいたということで判断して、一社随契という措置を執らせていただいたということでございますので、それは担保されていると、町側の判断でこれらの措置を執らせていただいたというふうに考えておりますので、そういったことをご理解していただきたいと思います。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）その根拠としては、非常に私は薄いと思います。

では、何でもかんでもその条項でいけば、随契でやれるというお話になります。それはちょっと違う考えではないかなと思います。制度の運用と発注、契約手続これは別次元だと思うんです。それぞれ法律に基づいて、その根拠に基づいてやっているわけです。非常に私はその根拠でいくと薄いと思います。では、何でもかんでもそれに合致すれば、随契になってしまって入札なんかありません。おそらくこの下段の工事請負費の浚渫工事、この金額を流用したということなんですけれど、これは確か年度当初に決めた金額は変えられないはずですよ、長期契約というのは。その辺の根拠というのは、私もちょっとこれはそういう理由だとわからなかったものですから、初めに決めた金額は、年度途中で、長期継続契約というのは変えられないはずですよ。これは、どういう根拠に基づいてやっていらっしゃるんでしょうか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）こちらの河川管理委託等につきましては単価契約でございますので、年度当初にこの契約額というふうに決めているものではなくて、あくまでも単価契約で行なったものに対して、この単価でお支払いするというものでございます。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、はじめに見積もった金額は何なんですか。こうやって途中で流用するということは、初めからこのお金はいらなかったのではないですか。積み上げが甘かったのではないですか。それは、どうなんですか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）こちらの今、ご指摘のありました流用の部分、河川管理の委託費の方を減額して、工事請負費にするという部分かと思っておりますけれど、こちらにつきましては、先ほど財政課長の方からも説明ございましたが、国の方から今年度より緊急浚渫推進事業債という制度が創設されまして、そちらに普通河川も起債対象という部分を確認したものですから、当初、河川管理委託の中で実施をしようというふ

うに考えていた部分も、こちらの緊急事業債の方を適用するという部分で、工事発注に切り替えるという部分で、こちら同額の部分で補正させていただいたものでございます。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）そこを聞いたのではなくて、この流用できる根拠、それを聞いているんです。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）こちらの部分であります、ちょっと今流用という部分で、話をされていた部分なんですけれども、あくまでも委託料として減額して、工事請負費を増額の補正をしたというものでございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）答えになっていないと思うんです。

私は、1年間で決めた契約については、これは単価契約ですから、よろしいんでしょうけれど、今後、来年3月31日まで、あとはこの残った、これを差し引いた金額で維持管理ができるという、間違いなくできるのか。これはもう金額変更できませんから。これ、減額してしまって大丈夫ですか。これから、いろいろ災害も起きますよ。大丈夫ですか。これをここで落としてしまって。どうでしょうか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）こちらの委託の減額の部分でございますが、当初よりこの委託の中で、これまでも浚渫等を実施してきているところなんですけれども、当初から該当河川の部分につきましては、浚渫を予定していた河川でございます。それで先ほど申し上げた、国の起債の制度ができたものですから、そちらの方が財源的に有利だという部分で判断しまして、単独のみの委託費から工事の方に補正をしてですね、実施するというものでございますので、実際その当初予定していた部分としての内容的な部分については、元から予定した河川という部分でございますので、その辺については問題ないというふうに考えております。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）何かちょっと納得できないんですけれど。

私はこれ、流用というか、こういうものは流用しないで、先ほど課長の説明がありましたように、これは何かしらの災害に対応できるようなお話でありましたよね。この委託の中で。これから、今年は下手をしたら気候の変動で台風が11月頃にも発生するのではないかというお話もあります。ここで減額してしまって、これ、本当に大丈夫なんですか。こういうものは、私は必要があれば、必要に応じて、新たにこれは予算措置すれば良いと思うんですよ。本当に大丈夫だという自信があるんなら良いですが、その辺どうでしょうか。その辺は十分検討したんでしょうか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）こちらはこの事業を国からの事業で新しい事業を行うに当たって、当然こちらの部分は町で内部の協議をしまして、財政の方とも協議した中でですね、佐藤議員仰るように担保としてではないんですけれども、予算を持っている方が当然そういう部分に対応できるという部分は当然でございます。しかし、元々その河川として予定した部分なものですから、そこにつきましてはきちんと精査して、落とすべきではないかという判断に至ったものであります。

また、緊急的な災害云々という部分でございますけれども、これまでも通常の河川管理の部分についま

しては、今年度から委託費という中で対応してきている部分でございます。また、緊急的にその台風ですとか大雨災害等が出た場合につきまして、当然大きいものについては、実際その河川の復旧作業以外のものですとか、様々な出費というのはこれまでも出てきておまして、それにつきましては災害の方の予算か何かでという部分で、これまでも専決補正等で対応してきたという実態というものがあります。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）私は色々言っていることもわかるんですけども、ちょっと、あまり運用面ばかり先行してしまって、実際、何と言いますか、何か実際その実態が見えていないような気がするんです。先ほど言ったように、随契にしてもそうですけれど、その根拠については、私はちょっと納得はいきません。仕事に精通しているとか、地場産業の育成、これは大事な要素だと思います。ただ、私がやってきた除雪業務とは全く次元が違いますからね。こういう次元ではないですからね。その時も相当精査しながら、受け持っていた経緯がありますけれども、このように安易にとまでは言いませんけれども、簡単にされるということは、ちょっと先ほども私が言いましたように、これから厳しい財政状況になろうかと思えます。町長も当然それは予測しています。当然、地方交付税なども、来年以降は覚悟しなければならないのかなということを思っています。当然、町長も思っていると思えます。契約業務もやはり先ほど言ったように、競争性と透明性です。そのために法律・条例があるわけですから、最低限それを守って発注業務をしないと、何でもかんでも随契という話にもなるでしょうし、この河川の工事については発注・契約方法はどのように考えていますか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）こちらにつきましては工事という部分でございますので、指名競争入札で今後、検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）これは随契にならないんですか。地域の業者は慣れているし、どうなんですか。

これは入札でやって、こっちは一社随契だと言うんですか。これだって同じ内容ですよ。今年やろうとしたものが、たまたま工事に変更しただけですよ。その考え方ちょっと説明してください。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）今回、浚渫工事という中で、その国の方の事業でもございますし、実際、地域に精通した云々という部分では重なっている部分もちょっとあろうかと思えますけれども、あくまでも一部の河川、決められた河川での工事という部分で範囲が指定されている部分でございます。道路河川の委託という部分では幅広い仁木町全域に及ぶという部分でございます。その地域に精通という部分でも考えたところがございますけれども、今回の工事につきましては、特定された場所という部分でもございますので、多数の業者での指名競争入札というふうに考えているものでございます。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）先ほど、河川の浚渫はもうやる部分が決まっているというお話でしたよね。それであれば、この委託料についても同じような考えではないですか。これは作業規定等があると思うんですけど、この作業はどのような手順でされているんでしょうか。業者がパトロールをして適宜やるのか、町がやる路線を、あるいは町内パトロールをして、それで指示を出していくのか。どのような方法でこれは作

業されているのでしょうか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）町の方ですね、パトロールなり現地確認等をした中で、その実施する作業について指示を行っているというものでございます。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それであれば、精通もくそもないですよ。町が案内して「ここをやれ」という話です。勝手に放っておいて、例えば、適宜パトロールするなど、完全に任せてしまうというんなら、私もわかりますけれど、町の方でパトロールをして「この川をちょっと浚渫してくれ」だとか、「この草を刈ってくれ」だとかという指示をするのであれば、誰でもできますよ。どこの業者でも。それでしたら、きちんと入札をしてください。それが原則ですから。そこまできちんと検討したのでしょうか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）こちらの委託につきましてはですね、私どもも初めての部分ということで、色々どのような方法が良いかというのもですね、検討した結果ではございますが、今ちょっと議員のご指摘もありますので、今後ちょっとどのような形が良いのか、今回1年行なった状況を見てですね、今後について検討できるものは検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）町長もあまりこういう発注業務はなれていらっやらないかと思えますけれども、やはりこの長期継続契約にしても、地域維持型契約方式にしても、やはり原則は、競争性と透明性というのはやはり法に遵守して発注しなさいということなんです。ですから先ほど言ったように随意契約というのは、特に一社随契というのは、もう極めて限定的に行われる契約方法なんです。ですから、それなりの根拠がなければ、これは随契では持っていけないんですよ。本来は。今、担当課長から聞いた範疇では、全くそれはね、私は作業内容を聞きましたら、町で指示してやらせているという話ですから。全くこれはなじまないのではないかと思います。やはりこれは本来入札をして、競ってもらって、少しでも町のお金の出費、支出を抑えるという、やはりその辺努力しなければならないと思います。あまりにも簡単に考えているように私は思うんですけど。町長、今までのやりとり聞いて、どう感じていますか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）これまでのやりとりを聞いておきまして、入札・随意契約のあり方について、それぞれのご指摘や考え方を拝見しましたが、私も様々な契約内容をこれまでも見てきまして、やはり地域の実情という部分で、随意契約で根拠を持ってやらなければいけない部分もありますし、当然できるものは当然入札で透明度を高くやっていることも事実であります。それぞれの工事内容について、内容も違ってきますので、そういった部分で対応が変わってくるのは当然のことだというふうに私も認識しております。ただ、佐藤議員仰るとおり、基本的には工事というのは入札で競争を計ってやらなければならないということ、それはもちろん大前提でありますけれども、この地域の仁木町の実情の中で、果たしてそれが可能かどうかというのも、きちんと見極めながら我々も対応しているところでもありますので、佐藤議員が現職の職員の時代と、今の時代では全然業者の環境も大分変わってきているのも事実なんです。そういった内容の中で我々も対応して、こういった入札や随意契約というふうに振り分けてやっていますので、その辺の部分はこれからも仰るとおり、根拠というものを更に明確にしなければいけない部分はわかりま

すけれど、また地域の実情を鑑みて我々も対応しているということもご理解していただきたいと思っている次第でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）町長。それは私も先ほど申し上げました。

地場産業の育成とか、それは私も、もっともだと思えますよ。それは私も申し上げていますから。ただ、私が居たころの仁木町と業者の関係は、今と何ら変わりません。全く変わりません。ですから、それは私にはちょっと通じない話であって、やはり根本は、私は入札でやってきましたよ。一社随契でやる場合はすべて検討して、検討して、検討して、これならいけるということで、やってきましたよ。ですから当然、地場産業の育成、業務に精通しているというのは、当然これは理由の一つ、根拠の一つとして積み上げてきましたけれども、その他に予算的にはどうなんだとか、いろんな分野や視点から検討して行ってきましたよ。ですから、先ほど言ったように、工事請負、これは補助事業なんですか。特定財源にこれは入っていませんけれど。これは何でお金が後で補填されるのでしょうか。

○議長（横関一雄）鹿内財政課長。

○財政課長（鹿内力三）この工事請負費につきましては、先ほどから説明しているように、今年度から創設されました起債を考えているところでございます。それで、起債の申請が12月になりますので、補正予算につきましては、12月の申請以降に議会に上程する予定でございます。

それと起債の充当率ですけれども、100%の充当で、後年度の交付税に元利償還金の70%が充当されるものでございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）今のでわかりました。

やはり町長。今回はもう契約してしまったことだし、当然、この随契・発注に関連しては、色々検討はされていると思うんですが、もう一步踏み込んだところで、やはりこれから検討して欲しいです。

地域の事情を勘案するのはそれはわかります。ただ、建設業者だけではないんです。町はいろんな分野の産業もあるわけですから、誰が見てもわかるような、わかりやすい根拠を作った上で、予算執行をしていかないと、私はいけないと思います。ですから今後、十分その辺も吟味した上でやってほしいと思いますし、今回、こういう話の中で、町長もある程度私の言うことも理解できたと思うんです。

最後に、町長に今後の発注に当たってのお考えをもう1回、お願いします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）最終的な私の考えということになりますけれども、佐藤議員は「特定された地域の業者が何ら変わらない」というようなお話がありましたけれども、私はこれまで数年見てきて、やはり、業者を取り巻く環境というのは、大いに変ってきていると思うんです。やはりその業者が人員を確保するにも、又は資材がこれだけ高騰している中で少しでも利益を出していかなければならないという中で、やはりそれを町として鑑みないで対応することもなかなか難しいというのも、それは町としての思いであり、地場産業を育てるといふやはり行政の思いもあるんです。

そういう中で、その辺を配慮しながら、佐藤議員は、明確で明らかな根拠が必要だというふうに仰いますけれども、その部分はきちんと整理しながらこれからどういう形が良いのかというのは、その都度、その都度対応しなければならないという時代の流れとともに、町としても業者とそういうお付き合いをして

いかなければならないという認識の下で我々今後もやっていきたいというふうに思っています。

○議長(横関一雄) 4番・佐藤議員。

○4番(佐藤秀教) あと1点ちょっと、言い忘れましたが、やはり物事をやるのに根拠はきちんと持ってやらないとだめだと思います。先ほど質問しても、即答できませんでしたよね。長期継続契約にしてもそうですし、やはりその辺をきちんと把握した上で、契約手続等をするならわかるんですけども、1回1回休憩を取って、それはちょっと町長、物事を解らないで仕事しているということと一緒にですよ。これはやはり改め直す必要があるんじゃないでしょうか。ですから私は、前から言っているように「何のための人事評価なんだ、人材育成なんだ」ということなんです。ちょっと話は飛躍しますが、その部分も十分考慮して、これからは、議会からこういった質問があっても即答できるような、そういう部分で仕事をしてほしいと思います。答弁いりません。

○議長(横関一雄) 他にございませんか。1番・磨議員

○1番(磨 直之) 23ページの商工費の中の臨時交付金を活用した定住促進ハウス。ちょっと呼び名をコンテナハウスと言わせていただきますが、そのコンテナハウス事業に関して、先日、全員協議会も開いていただいて説明をしていただいて内容自体は良く理解できたんですけども、そのあとちょっと時間がある中で、少し疑問点が出て来たので、もう一度ちょっと伺わせていただきたい事項があるんですけども、今回、総工費が約1億円の中で、ふるさと振興基金の1800万円近くこちらに充てるというような形で説明があったかと思いますが、実際に元々臨時交付金の範囲内でやる分にはおそらく振興基金を充てるですとか、町の財源に対して、何も充てる必要はなかったのかと思うので、純粹にその運営の利益だったりですとか、経済効果というところをプラスに考えられたと思うんですが、今回、ふるさと振興基金1800万円を切り崩して充てるということで、町のふるさと振興基金を切り崩して、1800万円を出してでも、実際にこの事業というか、コンテナハウスを建てようと思われた背景というか根拠。例えば、経済効果をこれくらい見込んでいて、それは1800万円に見合う効果が得られると考えてやられたとか理由があると思うんですけども、その辺りはどういう背景だったのか教えていただきたいと思います。

○議長(横関一雄) 林副町長。

○副町長(林 幸治) 先日の全員協議会の中でもご説明させていただいたので、重複いたしますけれども、基本的にWithコロナ期だと思いますけれども、今の状況については第一義的には医療従事者、それから介護従事者が、お勤めになっている医療機関や介護施設で、そこでもクラスター等発生した場合については、そのご家族を含めて大変な状況になるということですね、今の状況については使っていきたいというふうに思っております。とにかく、もしなかったら当町の場合は全く宿泊する施設がない中でですね、どう対応するのかというのが第一の問題だと思います。そして合わせておそらく今後そういったWithコロナ期に使用する場面が何度かあるのかもしれませんが、継続するかどうかはわかりませんが、今の状況としてはそれが第一義であります。ただ、その後、合わせて色々なこの間お話ししましたが、テレワークを含めて、いろんな場面での地域の利用、都会と地方の関係が見直される中で、町の発展・地方創生に寄与する可能性があるということで、滞在するための施設を活用することによって、ふるさと振興基金を入れることによって、確かにその財源で他の仕事ができるかもわかりませんが、ただ町としてこれらの宿泊施設を作ることによって、その相乗効果というのは、おそらくさらに大きなものがあるんだろうという期待の下、今回の、この計画についてですね、予算措置をさせていただくということで考えて

いるところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）1番・磨議員。

○1番（磨 直之）第一義のWithコロナ期のコロナ感染症患者さんに関わる方々、医療関係者の収容というところの認識はしているんですけども、実際にそれってどれぐらいの人数を想定されていたのか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）これも当然、町内の医療に従事されている方、病院、クリニックについても入院施設がございますし、また、うちに接する介護等の老人ホームについてもお勤めになっている方が町内でいらっしゃいます。そういった中でですね、他の、先日も前例で札幌市の茨戸の事例等も話しましたがけれども、その中でですね、最低限10から20ぐらいのベッドといいますか、宿泊能力があれば支障なく進むのではないかという思いもあってですね、とりあえず24人泊まれる施設を今回考えさせていただいたところでございます。

○議長（横関一雄）1番・磨議員。

○1番（磨 直之）ちなみに町で宿泊施設がないという中で、フルーツパークにきが使えない理由は何でしたか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）まず、冬場の対応だと思います。フルーツパークにきについては、夏期間については問題なく宿泊できますけれども、冬期間、その条件では宿泊できないと思いますし、それから山間の、地理的に町外れでございますので、それから生活のいろんな利便性を含めてですね、やはりある程度、いろんな生活がしやすい場所に設置することが適切ではないかという考えで、今回の計画を立てさせていただいたところでございます。

○議長（横関一雄）磨議員。

○1番（磨 直之）ありがとうございます。

ここから、ちょっとどういうお考えなのかというのを、もう一度聞きたいんですけども、実際に今お話をいただく中で、フルーツパークにきも正直使えなくはないのかなというふうな印象を受ける中で、10名から20名ぐらいの医療従事者、医療関係者の収容を想定をされているという中で、ミニマムスタートという形で、3棟ではなくて、2棟4ユニットというスタートだと、一応、交付金内で納まるのではないかなという印象がありまして、基盤整備というか、地盤整備というんですか、3000万円ちょっとをかけて将来的に1棟増やせるような形を作っておいて、交付金の中で賄える範囲で、まずミニマムスタートをして、そこで問題が生じる、若しくはもっとこういうふうにした方が良い。若しくは想定以上に収容人数がやはり多いですとか、あとはもしかしたらAfterコロナ期に上手くなってきて、もっと観光客の方が増えるというときに、ふるさと振興基金を削って1棟プラスするという考えはできないもののかなと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）これ以降ですね、Afterコロナ期を想定した中でお話させていただきますけれども、先般も収支のお話をさせていただきました。その中で、当然ご承知のとおり、経営については、固定費用とそれから変動費用があるわけなんですけれども、例えば固定費については、少ない間口においても、一

定額がかかるわけです。今回は当然、無人ホテル、無人タイプを使うということなんで、そういった委託については、間口が少なくてもかかるということですので、その中で、一番収益性を確保できるとした試算の中で最低限、今のキャパシティが良いんじゃないかということでの数字的な根拠の基です、ご提案をさせていただいたわけですので。

例えば、もっと少ない間口でも、それは設置することが可能だと思いますけれども、そのあとAfterコロナ期の収支を考えていく中で、例えば、4部屋とかそういった中だと非常に収益的にはですね、固定費の圧が高くなってですね、ちょっと収益的には難しい面があるのではないかとということでですね、最低限の部分として、今回の6ユニットを使った中で行なうべきではないかということで、ご提案をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）1番・磨議員。

○1番（磨 直之）ちなみに、実際にそういういろいろ想定されている中で、2棟4部屋だと稼働率でいうと、どれくらい稼働しないと収支が出なくなるんですか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）その辺については、先日もかなり詳細にご説明させていただいたわけなんですけれども、だいたい道内のホテルはだいたい6割程度で維持しております。全道平均ですね。近隣の余市町のホテル、いろんなホテルがございますが、6割程度です。仁木のフルーツパークにきも営業期間は短いですが、4割ちょっとを維持しております。ですから大体平均で言いますと4割から6割程度で、運営できるのではないかとこのふうには期待しております。

実際に、余市町とか近隣のところでですね、今回、提案して計画している施設と同様の類似しているところをですね、聞いた中ではですね、やはりビジネス客のニーズが非常に高いということで、中には8割から9割ぐらいで年間稼働しているところも実はございます。ですからそれは今後のプロモーション次第だと思いますけれども、当初、収益レベルとしてですね、25%とか30%あたりかなと思うんですけれども、やはり4割を目指しておりますけれども、それは当然維持できるかと思えますし、また、今後の運営主体においては、それ以上の稼働率が期待できるのではないかとこのふうには考えているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）1番・磨議員。

○1番（磨 直之）すいません。質問の仕方が悪かったと思うんですけれども、今の現状の試算は十分理解しているんですけれども、もし、2棟4部屋であった場合に、どれだけの稼働率が想定されるのかということなんです。それで、林副町長は一概に6割というような試算もされているんですけれども、もっと厳密にしていくと、おそらく土日が何割、平日が何割ぐらいで、多分実際の割合数でうちの町で考えるのも少しナンセンスかなというふうには考えていて、実際の収容人数を3棟の場合、何人入るから2棟の場合にこれぐらい入るとこののを想定をしたときに、実質年間稼働率が6割ということであれば、単純にはもちろん計算できないのは理解しますが、今のユニット数で6割としているので、2棟になった時にはもちろん100%稼働とかそんな計算にはならないのは理解していますが、もう少し稼働率は上がるので、そうすると2棟だと何%ぐらいの稼働率で収支がとれるのかという質問だったんですけれども。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）確かに当初4割を想定して設定をしておりますけれども、それで確かにいろんな収支、

月別の変動もございますし、閑散期・繁忙期においていろんな変動もございますので、その辺のシミュレーションをした中で、年間4割程度ということで算定をしております。それで、例えば先ほど話しましたけれども、もし2棟とか少ない間口でやっても、いわゆる固定費として、だいたい月当たり50万円程度は固定費がかかるというふうに考えております。ですから、その間口を計算すると、例えば少ないユニットで単価を同じに設定すると入ってくる金額はシミュレーションできると思いますので、それで差し引き何割程度の稼働かということは想定できると思います。ちょっとはっきりこの場でちょっと即答できませんけれども、そうすると例えば、今の間口の半分にするとして、おそらく7割とか6割程度の稼働率が必要なのではないかなという感じはしておりますけれども、ちょっと詳細の設計の計算はしておりませんが、かなり稼働率を上げないと間口を少なくするとですね、厳しい経営になるのではないかなということは想定されます。以上です。

○議長（横関一雄）1番・磨議員。

○1番（磨 直之）やはり1800万円を使ってやるのか、使わずにミニマムスタートで2棟でやって、どれくらいの収支になるかというところは、ちょっと押えていただいた方が良いのかなと思うんですけども、正直ちょっと私ももちろん計算できてはいないので、何%ぐらいになるのかはわからないんですけども、そもそも算出根拠で土日が何割ぐらいで平日どれぐらいを想定していたのか。これ、棟が減ることによって、果たして見込客数も減るのだろうかというふうに思うんです。やはり全体を通して6割というふうに果たして考えて良いのか。もちろん考える根拠としては良いんですけども、実際に、今3棟で6割と考えたときに、実際に何人入ってきて、それが土日の割合でどれぐらいになるのか、実際にそれを2棟で割り返すと、もしかしたら土日はもう150%とかになるというのはわかるんですけども、平日に関しては実は収容内だからそんなにダメージがないとなったときに、全体の稼働率とかというのもの、そこまで下がるものなのかなと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）ちょっと論議の根拠としてなんですけれど、今回施設を作る背景としてはですね、総合計画の中のワーキングチームの話し合いの中で、地域からもやはり仁木町に滞在する施設がないということが非常にいろんな方からもご提案を受けたところでございますし、それから、やはりさっき話したように、Afterコロナ期にいろいろな人を呼び込むようにしても、当然住むところがない。磨議員は当然、道外からおいでなんで、やはりこちらでまず、いろんなことをリサーチするについても、一定量、体験で住まれてやらなかったらわからない部分もございます。そういった中で、拠点となる一定規模の施設は必要だろうというふうに思っております。そういった中で今回の整備というのが一つの目的でございます。

ですからそういった中で、当然、民間企業がそういった施設を建ててくれるのが1番理想なんですけれども、そういった環境がないとしたら町の方でそういった施設の整備をしていくというのが他の町村でもたくさんございます。通常、国費補助の場合ですと2分の1がせいぜいでございます。3分の1とかというのもあります。そう考えると、この施設について一定額、基金で拠出はいたしますけれども、この額の千数百万円の基金の切り崩しを充てるということについては、そういった住民の皆さん、町民の皆さんからの施策のニーズとか、今後の将来展望から考えても決して無駄にはならないものだというふうに思っておりますし、そういったことで考えております。

それで、あくまでも適正規模として、さっきコストパフォーマンスを考えて、1番この規模が適正であ

るという事でご提案をさせていただいたというふうに考えております。強いて言えばもう少し効率性を上げてですね、費用対効果を良くするというのも必要だと思いますので、今後、より収益性が確保されれば増棟するとか、そういったことも検討の余地はあるかと思えますけれども、今のところは、この規模が1番適正だということですね、計画をご提案させていただいたということでございます。以上であります。

○議長（横関一雄）1番・磨議員。

○1番（磨 直之）ありがとうございます。

私としても別にこれを反対しているわけではなくて、やはりリスクを伴うというか将来的にどうなるのか、まだまだ見えない中でいうと、ミニマムスタートでも良いのではないかなというふうに考えているのと、やはり1800万円をふるさと振興基金から入れるということであれば、例えばそれが1億円の総事業費の中で8割しか臨時交付金を充ててはいけないんですよという話であれば理解はするんですけども、そういう交付金ではなかったと思うので、8000万円近い交付金を充てて、ミニマムスタートで行なった方がリスク等が少ないのと、来年以降まだまだAfterコロナになるかどうかはまだまだわからないという状況の中で、来年再度1800万円は元々ふるさと振興基金からなので、再度検討して今の稼働率だったりという現状だとかを考えて増設させた方が良いのではないかなと思うんですけど。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）先ほどの説明とちょっと重複いたしますけれども、稼働率については周辺の状況はかなり調べた中で維持できる、採算が取れるという規模だと思いますし、それから、アッパーで24人でございます。ですから24人の規模を考えると、例えば大学のサークルとか、大学の研究室の調査とか、実際に先ほど前段です、うちの町で東京の企業と連携して地元地域の調査というものをやっている、その中でもだいたい10人から20人規模の来客者というのはたくさんあります。設定係数が一定のニーズとして、その程度必要ではないのかというのが一般論として、やはりその程度の収容人数がないとなかなか運用しづらい面もあるのではないかと考えているところでございます。ですから決して今回のものは過大ではないと思います。

それと、なおかつ収支的に言うと、このことによって付随的な地域へのいろいろな貢献だと考えると、決して今回ふるさと振興基金を使うことによってマイナスよりもプラスの方の効果があるのではないかと、いうふうに思って、それで自信をもってご提案をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）他に、質疑はありませんか。2番・木村議員。

○2番（木村章生）今の質問に付随して、この間の説明の中で、もしマイナスというか、今は、十分ペイするんだというような説明だったんですけど、もしマイナスが出た場合どうするんだという中で、町が負担しないといけないというような話で終わったような感じが私の中ではしていたんですが、そういうことはまずないですね。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）先日の全員協議会の中でそのご質問を受けまして、私も、最悪町で作った施設で条例上は本当に収支が合わなかったら、いろんな目的で多目的で設置しておりますので、町としてのそういった補填も考えなければならないというのは、それは否定はできませんけれども、先般もお話ししました

けれども、今回指定管理業者を選んだ中で、その中で指定管理については、指定管理料を払わないで、この売り上げの中で運営してもらって、なおかつ収支を産んでもらうということで指定管理業者を選びたいと考えております。ですから当然、そういった収支が合うような運営をしていただける、プロモーションしていただける視点がある業者でないと思っておりますので、町からの持ち出しがないということを期待しておりますし、そういう方向で町としても支援をしていきたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（横関一雄）他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時02分

再 開 午後 4時15分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き会議を開きます。只今の出席議員は9名です。

お諮りします。本日の会議時間は審議の都合によってあらかじめ一時間延長し、午後6時までとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日の会議時間は1時間延長し、午後6時までとすることに決定しました。

日程第14 議案第6号

令和2年度余市郡仁木町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（横関一雄）日程第14、議案第6号『令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第6号でございます。令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万4000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1813万円とする。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和2年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内財政課長。

○財政課長（鹿内力三）議案第6号、令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正歳入でございます。4款、繰入金、7款、国庫支出金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計62万4000円を追加し、補正後の歳入合計額を2億1813万円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、4款、諸支出金を補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計62万4000円を追加し、補正後の歳出合計額を2億1813万円とするものでございます。

下段、3ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から7款、国庫支出金まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金が25万3000円の増、一般財源が37万1000円の増となっています。

5ページをお開き願います。事項別明細書歳入でございます。4款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては37万1000円の追加でございます。職員手当の増額に伴う増です。

6ページをお開き願います。7款、国庫支出金、1項、国庫補助金につきましては、新設し、25万3000円の追加でございます。マイナンバーカードに係る社会保障税番号制度システム整備費補助金の増です。

次に、7ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費につきましては8万8000円の追加でございます。1目、一般管理費、職員手当などは時間外手当、委託料はマイナンバーカードなどに係るオンライン資格確認システムのシステム改修費です。2目、広域連合負担金、負担金補助及び交付金は後志広域連合に本町分として交付される新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免に対する国庫補助相当分の減です。

8ページをお開き願います。4款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金につきましては53万6000円の追加でございます。1目、一般被保険者保険税還付金、償還金利子及び割引料は新型コロナウイルス感染症の影響による令和元年度国保税減免見込みの増分です。9ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）7ページの国保税減免に広域連合からの負担金の返還なんですけれども、仁木町では、この国保税減免で、今回コロナ禍の中で申請されている方はおられるのでしょうか。

○議長（横関一雄）渡辺ほけん課長。

○ほけん課長（渡辺吉洋）現在1名おります。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第7号

仁木町総合計画策定条例の制定について

○議長（横関一雄）日程第15、議案第7号『仁木町総合計画策定条例の制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第7号でございます。仁木町総合計画策定条例の制定について。仁木町総合計画策定条例を別紙のとおり制定する。令和2年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

なお詳細につきましては、新見企画課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）議案第7号、仁木町総合計画策定条例の制定につきまして、ご説明いたします。

条例本文をお開き願います。本条例の制定趣旨でございますが、現行の第5期仁木町総合計画策定時には、地方自治法第2条第4項において基本構想を議会の議決を経て定めることが義務付けられておりましたが平成23年5月に地方自治法の一部を改正する法律が8月1日に施行され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、計画策定は各自治体の任意判断に委ねられたところでございます。本町においては、総合計画は、従来から本町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、町民にまちづくりの長期的な展望を示すものであることから、法的な策定義務はありませんが、策定すべきものという認識の下、現在、策定作業を進めており、今後も総合的かつ計画的な町政運営を行うために、その目指すべきまちづくりの将来像や基本理念を定めることとし、今回、最上位計画としての総合計画の位置付けや必要性を明確化するため当該条例を制定しようとするものでございます。

それでは、条例の内容をご説明いたします。第1条は条例制定の目的でございます。総合的かつ計画的な町政の運営に資することを目的に本条例を制定するものでございます。第2条は定義規定でございます。総合計画、基本構想、基本計画及び実施計画について定めております。第3条は、町は総合的かつ計画的

な町政運営のため、総合計画を策定する旨を規定しているものでございます。第4条は総合計画の基本構想と基本計画を策定・変更するときは、総合計画審議会に諮問しなければならない旨を規定しております。第5条は基本構想又は基本計画を策定・変更するときは、仁木町議会基本条例第8条の規定を根拠に議決を求める旨を定めているものでございます。第6条は実施計画の策定についてでございます。実施計画の策定については基本構想及び基本計画に基づくものとする定め規定であり、第7条につきましては基本構想及び基本計画の公表についての規定でございます。第8条は個別分野のそれぞれの計画は総合計画との整合性を図る旨を定めてございます。第9条につきましては委任の規定で必要な事項は町長が別に定めるという規定でございます。附則については、施行期日の定めでありまして、公布の日から施行するものでございます。以上で、議案第7号についての説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『仁木町総合計画策定条例の制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『仁木町総合計画策定条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第8号

戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について

日程第17 議案第9号

戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について

○議長（横関一雄）日程第16、議案第8号及び日程第17、議案第9号『戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について』以上2件を一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは一括提案されました2件につきまして、提案説明させていただきます。

議案第8号、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の管理及び執行を仁木町が更別村から受託することに関し、次のとおり規約を定めるための協議をすることについて、同条第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき議決を求める。令和2年9月24日提出、仁木町長佐藤聖一郎。

議案第9号のページをお開き願います。議案第9号、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、戸籍に係る電子情報処理組織の

事務の管理及び執行を仁木町が羅臼町から受託することに関し、次のとおり規約を定めるための協議をすることについて、同条第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき議決を求める。令和2年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。以上2件を一括提案説明とさせていただきます。

なお詳細につきましては、和田住民課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田住民課長。

○住民課長（和田秀文）議案第8号及び議案第9号、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について、一括でご説明いたします。

この度の2件の議案は、本町が所属している北海道自治体情報システム協議会において戸籍システムの経費削減を目的に共同化を進めておりまして、今回、更別村と羅臼町が本町に事務の委託を行いたいとの申し出がありましたので、地方自治法第252条の14第1項の規定により、受託することに関し規約を定めるための協議をすることについて、同条第3項の規定により準用する同法252条の2の2第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次のページをご覧ください。事務の委託に関する規約でございます。第1条は更別村が仁木町に事務の委託をするもので、第2条は管理及び執行の方法、第3条は経費の負担、第4条は連絡会議、第5条は補則であります。本規約は令和2年10月1日から施行するというものでございます。

次に、議案第9号をご覧ください。羅臼町の事務委託についてであります。

次のページをご覧ください。同じく事務の委託に関する規約でございます。羅臼町につきましては、令和2年12月1日から施行するというものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）一括議題2件の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これより議案ごとに討論・採決を行います。

それでは、議案第8号『戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について』の討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について』は、原案のとおり可決されました。

それでは、議案第9号『戸籍に係る連費情報処理組織の事務の委託について』の討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について』は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第10号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するための協議について

日程第19 議案第11号

北海道市町村職員退職手当組合規約を変更するための協議について

日程第20 議案第12号

北海道市町村総合事務組合規約を変更するための、協議について

○議長（横関一雄）日程第18、議案第10号『北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するための協議について』、ないし、日程第20、議案第12号『北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について』以上3件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは一括提案されました3件につきまして提案説明をさせていただきます。

議案第10号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するための協議について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。令和2年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

次に、議案第11号のページをお開き願います。議案第11号、北海道市町村職員退職手当組合規約を変更するための協議について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と北海道市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。令和2年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

最後に、議案第12号のページをお開き願います。議案第12号、北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により関係地方公共団体と北海道市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。令和2年9月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。以上3件を一括提案説明とさせていただきます。

詳細につきましては岩佐総務課長からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩佐総務課長。

○総務課長（岩佐弘樹）議案第10号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するための協議について、から、議案第12号、北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について、までの規

約変更に係る協議につきましては関連がありますので一括でご説明いたします。

この度の3つの規約改正に係る協議につきましては、それぞれの組合に加入していた団体、「山越郡衛生処理組合」、「奈井江、浦臼町学校給食組合」及び「札幌広域圏組合」の3団体が解散し、脱退したことに伴い規約の一部を変更する必要が生じたので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

それでは、議案第10号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するための協議につきまして、ご説明いたします。北海道町村議会議員公務災害補償等組合とは組合町村の議会議員の公務上の災害に対する補償に係る事務を共同で処理することを目的に設置された組織であります。

それでは改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表1ページをお開き願います。表の右側が現行、左側が改正案となっております。なおアンダーラインを付している部分が改正箇所であります。改正箇所につきましては、別表第1の「山越郡衛生処理組合」、「奈井江、浦臼町学校給食組合」及び「札幌広域圏組合」を削るものであります。施行期日につきましては、総務大臣の許可の日から施行するものであります。

続きまして、議案第11号、北海道市町村職員退職手当組合規約を変更するための協議につきまして、ご説明いたします。北海道市町村職員退職手当組合とは組合を組織する市町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同で処理することを目的に設置された組織であります。

それでは改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表1ページをお開き願います。表の右側が現行、左側が改正案となっております。なおアンダーラインを付している部分が改正箇所であります。改正箇所につきましては、別表(2)一部事務組合及び広域連合の表、渡島管内の項中「山越郡衛生処理組合」と、空知管内の項中「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削るものであります。施行期日につきましては、総務大臣の許可の日から施行するものであります。

続きまして、議案第12号、北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議につきまして、ご説明いたします。北海道市町村総合事務組合とは市町村の非常勤職員及び一部事務組合等の非常勤消防団員などの公務上の災害に対する損害補償に関する事務、又は非常勤消防団員の退職報償金等の支払事務などを共同で処理することを目的に設置された組織であります。

それでは、改め文の朗読を省略し新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表1ページをお開き願います。表の右側が現行、左側が改正案となっております。なおアンダーラインを付している部分が改正箇所であります。改正箇所につきましては、別表第1、石狩振興局(12)の項中、(12)を(11)に改め「札幌広域圏組合」を削り、渡島総合振興局(16)の項中(16)を(15)に改め「山越郡衛生処理組合」を削り、空知総合振興局(32)の項中(32)を(31)に改め「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削るものであります。次に、別表第2の9の項中、「札幌広域圏組合」、「山越郡衛生処理組合」及び「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削るものであります。施行期日につきましては北海道知事の許可の日から施行するものであります。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）一括議題、3件の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これより議案ごとに討論・採決を行います。

それでは、議案第10号『北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するための協議について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するための協議について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第10号『北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するための協議について』は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号『北海道市町村職員退職手当組合理約を変更するための協議について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第11号『北海道市町村職員退職手当組合理約を変更するための協議について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第11号『北海道市町村職員退職手当組合理約を変更するための協議について』は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号『北海道市町村総合事務組合理約を変更するための協議について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第12号『北海道市町村総合事務組合理約を変更するための協議について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第12号『北海道市町村総合事務組合理約を変更するための協議について』は、原案のとおり可決されました。

日程第21 意見案第9号

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

○議長（横関一雄）日程第21、意見案第9号『国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書』を議題

とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは、提出意見書について説明をいたします。別冊議案書の7ページです。

意見案第9号、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和2年9月24日提出。提出者は私、佐藤秀教、賛成者は、門脇吉春議員です。

意見書の内容につきましては、8ページに記載のとおりです。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

佐藤議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第9号『国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第9号『国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第22 意見案第10号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第22、意見案第10号『新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書』を議題とします。

本件について提出議員の説明を求めます。5番・嶋田議員。

○5番（嶋田 茂）提出意見書について説明します。別冊議案書の9ページです。

意見案第10号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和2年9月24日提出。提出者は私、嶋田 茂、賛成者は、木村章生議員です。

意見書の内容につきましては、10ページに記載のとおりです。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

嶋田議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第10号『新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第10号『新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第23 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第23『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

野崎議会運営委員会委員長、野崎議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第24 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第24『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

嶋田総務経済常任委員会委員長から、所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時50分

再開 午後 4時51分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き会議を開きます。只今の出席議員は9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいによりまして発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

令和2年第3回仁木町議会定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。議員各位には本定例会に提案いたしました案件につきまして、ご可決賜り御礼申し上げます。また、議案審議の中であるいは一般質問におきまして、議員の皆さまから賜りました多くのご意見、数々のご指摘を踏まえ、今後の町政運営に誠心誠意取り組んでまいります。

さて、長く続いた安倍政権から菅政権へと移り変わり、去年は平成の時代が幕を降ろし、令和という新たな時代に移行しました。人口減少や少子高齢化による様々な課題を克服するために、各自治体では、それぞれの地域の実情に合ったまちの形成を求めて可能性を模索している最中、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、国の経済はもちろんのこと、人や物の動きが停滞してしまいました。今後の緊急的対応策として、新政府は、日本社会のデジタル化に向けてデジタル庁の創設を検討し、これまで抱えてきた難題の解決をはじめ感染症により妨げられない社会づくりに向けての一步として踏み出し始めました。確かにこの四半世紀近くでテレビ放送や映画、音楽書籍、家電製品、自動車、貨幣等、アナログからデジタルへの変換が急速に進みました。そして誰もが想像しなかった新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、教育現場ではいち早くデジタル化への整備に向けて、本町も含め取組が行われているところでありますし、今後さらにデジタル化が進むことにより、文化・産業・我々のライフスタイルが一変することは言うまでもありません。個人情報の問題をクリアさせ、社会全体がネットで繋がり、皆で共有されることで、これまでにないサービスが生まれ、地方で暮らしても不便を感じない時代が来るのであれば、これまで重要課題とされながら進展のなかった、都市部への一極集中への課題も解決策が見出され、地方にも明るい兆しが見えてくるものと期待するところであります。

最後に、先日の連休がこの界限にも多くの人や車の流れがあったものと伺っておりますが、これから本格的な行楽の秋、実りの季節を迎え、例年でありますと、この時期はイベントへの人手が多く、にぎわいを見せるものでありますが、今年新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、町内の行事のみならず、イベント関係も中止となりましたので、寂しい秋の行楽シーズンになるのだと想像しております。ただ、コロナによる今後の見通しは未だ立たない状況ではありますが、その中でもできること、可能なことを見きわめて知恵と創意工夫により停滞ではなく、徐々に前進してまいる所存であります。

皆さま方におかれましては季節の変わり目を迎えるに当たり、くれぐれもご自愛くださいますよう心からお願い申し上げ、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。令和2年第3回仁木町議会定例会を閉会します。

ご審議、大変お疲れ様でした。

閉 会 午後 4時55分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和2年第3回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和2年9月24日～9月24日（1日間）

（開会～午前9時30分 / 閉会～午後4時55分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告第1号	令和元年度決算に基づく健全化判断比率報告書	R2.9.24	報 告
報告第2号	令和元年度決算に基づく資金不足比率報告書	R2.9.24	報 告
議案第1号	令和元年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について	R2.9.24	付 託
議案第2号	令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	R2.9.24	付 託
議案第3号	令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	R2.9.24	付 託
議案第4号	令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	R2.9.24	付 託
議案第5号	令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）	R2.9.24	原案可決
議案第6号	令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	R2.9.24	原案可決
議案第7号	仁木町総合計画策定条例の制定について	R2.9.24	原案可決
議案第8号	戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について	R2.9.24	原案可決
議案第9号	戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について	R2.9.24	原案可決
議案第10号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するための協議について	R2.9.24	原案可決
議案第11号	北海道市町村職員退職手当組合規約を変更するための協議について	R2.9.24	原案可決
議案第12号	北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議について	R2.9.24	原案可決
意見案第9号	国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書	R2.9.24	原案可決
意見案第10号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	R2.9.24	原案可決